

蒲郡市 学校プールのあり方

令和5年4月

蒲郡市教育委員会

目次

1章 「学校プールのあり方」策定にあたって	1
1. 背景・目的.....	1
2. 「学校プールのあり方」とその他計画.....	2
2章 学校プール及び水泳授業の現況	4
1. 学校プール施設に関する現状整理.....	4
2. 児童・生徒・保護者アンケート調査.....	11
3. 民間プール方式 実施校ヒアリング調査.....	15
4. 先進自治体の学校プール事業の取組調査.....	19
5. 現況における「配慮・検討すべき課題」.....	23
3章 民間活力導入の検討	25
1. 民間活力導入可能性の調査(事業者ヒアリング).....	25
2. 民間活力導入手法の整理.....	27
4章 水泳授業の実施方法及び事業費の整理	28
1. 水泳授業の実施方法.....	28
2. 水泳授業の実施内容の整理.....	29
3. 実施方法パターンの実現性の検証.....	31
4. 概算事業費の整理・比較整理(実施方法パターン別の比較).....	38
5章 学校プールについての方針と今後の課題	48
1. 学校プール施設及び水泳授業の方針.....	48
2. 今後の取組についての課題.....	50
3. 学校プール廃止後の利活用の考え方.....	52

1章 「学校プールのあり方」策定にあたって

1. 背景・目的

蒲郡市内の小中学校のプールは学校校舎等と同様に建設整備から長い年月が経過し、施設の老朽化が進んでいます。その中で、子どもたちに良質な水泳授業を提供するための環境をどのように構築していくかが課題となっています。

また近年では、全国的にも学校プールの維持・管理、また廃止・集約化等も含めた議論が話題に挙がるようになってきています。議論のきっかけにはプール施設の老朽化問題がありますが、学校プールが稼働する約1か月半（6月上旬～7月中旬）の短期間に対して、運営や施設管理に係る負担や費用などが相応しないという考え方も大きな要因となっています。特にプール開きまでの施設準備、毎日のプール清掃、ろ過装置などの機器の点検清掃、水質管理など教職員による管理運営の負担は非常に大きく、児童生徒と関わる時間を増やすために教職員の業務改善が必要と考えられます。このような背景から、単に施設の老朽化対策にとどまらない多様な視点における新たな取組を推進する動きが活発化してきています。

本市においても、このような状況を踏まえ、令和元年度から「蒲郡中学校」において、市内民間事業者と連携した「水泳指導補助委託事業」が開始しています。開始当初は、プール施設の老朽化により、プール使用が不可になったことに対する代替策としての試行事業ではありましたが、現在では試行範囲を「塩津小学校（プール施設使用可）」に拡大して実施しています。

以上の背景やこれまでの経緯を踏まえ、蒲郡市教育委員会では、本市における学校プール及び水泳授業に関する現状と課題を整理し、民間事業者との連携をはじめとする新たな水泳授業の取組などの幅広い視点も含めた「学校プールのあり方」を策定することで、未来思考のより良い水泳学習環境の構築に繋げていくことを目的とします。

【SDGs推進に向けての取組について】

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年までの国際目標であり、持続可能な社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを誓うものです。

「学校プールのあり方」においては「目標4 質の高い教育をみんなに」の達成を目指します。

【達成する目標】



【SDGsの17の目標】



2. 「学校プールのあり方」とその他計画

学校プールのあり方を策定する上では、水泳指導における学習要領や蒲郡市の公共施設等に関する計画の考え方・内容を踏まえながら、方向性を検討する必要があります。

(1) 「学校プールのあり方」に関連するその他計画等

① 文部科学省「水泳指導の手引(三訂版)」

文部科学省の水泳指導の手引(三訂版)とは、小・中・高等学校における水泳系の学習のねらいや内容について整理された「水泳指導の手引書」です。手引は、「1.理論編」・「2.実践編」・「3.技能指導の要点」・「4.水泳指導の安全」の4章構成でまとめられており、理論編にて水泳学習の必要性・ねらいについては、下記のとおり示されています。

- ・ 水泳系で求められる身体能力を身に付けること
- ・ 水中での安全に関する知的な発達を促すこと
- ・ 水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと

② 蒲郡市公共施設マネジメント実施計画「(令和4(2022)年3月改訂版)」

策定部門	蒲郡市総務部公共施設マネジメント課
計画の趣旨・目的	公共施設マネジメントの目標や施設用途別の方向性、実行体制等、今後の公共施設の整備を進めるための方策を示し、公共施設の再編を進めることを目的とする。(以下「公共施設マネジメント実施計画」という。)
計画期間	平成29(2017)年度から令和28(2046)年度までの30年間
計画目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の更新を行う建物については、その際に概ね3割の床面積を縮減する。 ・ 維持更新費用の縮減や公共施設に係る経費を賄うための財源を確保することにより、560億円の費用を捻出する。 ・ 魅力的な公共施設を整備することにより、市民意識調査における公共施設に関する施策の満足度を向上させる。
学校プール関連施設の施設用途別の方向性	<p>『学校施設』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の児童・生徒数に見合う規模にするため保有面積を適正規模に削減します。 ・ 小中一貫化や統合などを視野に入れて、地域の実情に見合った学校規模に再編していきます。 ・ 学校に地域のための機能を取り込み、地域におけるコミュニティの核を形成します。 ・ 学校プール(施設・授業等)の今後のあり方について検討し、あり方に基つきプール設備の維持・更新・廃止等の取組を進めます。 <p>『市民プール』 ※プール関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民プールは、財政状況と社会状況を勘案し、長期的な計画の中で再整備の検討を行います。 ・ 学校プールの状況等も踏まえて建設を検討します。

③ 建物系施設 個別施設計画「令和3(2021)年3月策定、令和4(2022)年3月一部更新」

策定部門	蒲郡市総務部公共施設マネジメント課
計画の趣旨・目的	平成29(2017)年3月に策定した「蒲郡市公共施設等総合管理計画」(財務課)に定めた方針を踏まえて、蒲郡市が保有する施設のうち、対象施設と定められた施設(学校・公民館・市庁舎など)について、施設類型ごとに今後の維持管理や更新の方針を定めるもの。(以下「個別施設計画」という。)
計画期間	令和3(2021)年度から令和28(2046)年度までの26年間
類型施設: 学校教育施設について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校は、「蒲郡市小中学校規模適正化方針」を踏まえ、地区個別計画の策定に合わせて、施設管理方針の再検討を行います。再検討にあたっては、将来的に標準規模に満たない小規模校となる見込みの学校について、近隣学校との集合や小中一貫教育の導入等による規模適正化を検討します。 ・ 塩津小学校、西浦小学校及び西浦中学校は塩津地区個別計画及び西浦地区個別計画を踏まえ、建替えの際には他機能の施設との複合化を行います。(※) ・ 個別の学校施設の方向性については、「計画個票」に示された更新・改修等の計画に従い、適正な維持管理を実施します。

(※) 塩津・西浦地区ともに学校複合施設建設事業を着手しており、令和4・5年度に実施設計業務を行い、令和6年度から着工予定

(2) 関連する計画等から考える「学校プールのあり方」

上記(1)の要領・計画の内容から、「学校プールのあり方」を策定する上で配慮すべき基本的な考え方については、下記のとおりです。

- 水泳は心身の成長に資する運動であること、加えて、水中での安全確保を学ぶことの重要性から、水泳授業については必要不可欠な学習であり、より良い環境の構築に努めなくてはならないこと (①「水泳指導の手引」)
- 今後の学校施設については、校舎や体育館のみならず、プール施設においても、公共施設マネジメントの「適正規模」・「維持更新費用の縮減」等の考え方を考慮し、適正な維持管理を行う必要があること (②「公共施設マネジメント実施計画」)
- 学校プールのあり方を示す上では、将来的に学校プールの整備にかかるコスト面を把握し、計画的・効率的な方針を定めることが重要であるため、個別施設計画の計画個票に示された学校施設の維持管理や更新の内容を踏まえ、適正な費用算出を行う必要があること (②「公共施設マネジメント実施計画」及び ③「個別施設計画」)

2章 学校プール及び水泳授業の現況

1. 学校プール施設に関する現状整理

(1) 学校プール施設の現況

① 設置状況

蒲郡市の学校プールの設置状況については、5ページの「プール施設の設置状況」のとおり、小学校13校、中学校7校の計20校に屋外プールが設置されており、その多くは、1960年から70年代に建設されています。一般的にプール施設については法定耐用年数が30年、事後保全等を加えることで約45～60年程度使用できるとされていますが、蒲郡市の学校プールについてはほとんどが築年数45～60年に該当し、施設や設備の老朽化が進んでいる状況です。

なお、蒲郡中学校のプール施設は、老朽化に伴う漏水等のため使用ができない状況ですが、現時点では整備実施予定はありません。また、塩津小学校、西浦小学校・中学校は、学校複合施設建設事業において、令和6(2024)年度から学校新設の着工予定であり、「学校プールのあり方」の方針を踏まえ、プールの設置・未設置の方向性を決定します。

② 老朽化状況

学校プールの老朽化の状況については、6ページ「プール施設の老朽化状況」のとおり、さまざまな施設部位で老朽化が進んでいます。特にプール槽の老朽化が著しい場合は、水漏れ等による使用制限や壁・床の劣化による児童生徒の怪我の恐れ等、水泳授業環境に大きな課題が発生することも考えられます。

現在は応急的な修繕工事等を行いつつ、プールの維持・管理をしていますが、近い将来多くのプールは、プール槽の本体工事やプールサイド・付属屋等の施設改修、ろ過器等のプール設備の更新など、多くの投資が必要となると見込まれます。

■ プール施設の設置状況

蒲郡市内の小中学校のプール施設の設置状況について整理しています。多くのプール施設の築年数は、プール耐用年数とされる45～60年に該当しています。

学校一覧		プール 建設年	躯体 構造	築年数 (基準年: 2023)	付属屋 設置年	備考 (改築状況等)
1	蒲郡南部小学校	1964	RC	59	2000	
2	蒲郡東部小学校	1966	RC	57	1966	
3	蒲郡北部小学校	1963	RC	60	1972	
4	蒲郡西部小学校	1971	RC	52	1971	
5	三谷小学校	1970	RC	53	1970	
6	塩津小学校	1966	RC	57	2003	学校改築予定(R6~)
7	大塚小学校	1969	RC	54	1998	
8	形原小学校	1971	RC	52	1971	
9	西浦小学校	1970	RC	53	1970	学校改築予定(R6~)
10	形原北小学校	1971	RC	52	1995	
11	中央小学校	1966	RC	57	1970	
12	三谷東小学校	1964	RC	59	2002	
13	竹島小学校	1978	RC	45	1976	
14	蒲郡中学校	1963	RC	60	1988	老朽化で使用不可
15	三谷中学校	1974	RC	49	1974	
16	塩津中学校	1974	RC	49	1984	
17	大塚中学校	1994	RC	29	なし	
18	形原中学校	1965	RC	58	1999	
19	西浦中学校	1973	RC	50	1973	学校改築予定(R6~)
20	中部中学校	1978	RC	45	1978	

■ プール施設の老朽化状況

プール施設の老朽化状況については、下表のとおりです。表に示された内容については、表欄外の「老朽化状況表の見方・考え方」を確認ください。

小学校		老朽化判定(主な施設部位)			総合判定	その他設備	
		プール槽	プールサイド・屋根等	給排水		ろ過器	付属棟
1	蒲郡南部小学校	I	III	III	1.80	III	II
2	蒲郡東部小学校	III	III	III	3.00	IV	III
3	蒲郡北部小学校	I	II	II	1.40	I	I
4	蒲郡西部小学校	III	I	I	2.20	I	I
5	三谷小学校	III	II	I	2.40	I	II
6	塩津小学校	IV	III	III	3.60	IV	III
7	大塚小学校	II	III	III	2.40	III	II
8	形原小学校	II	III	III	2.40	I	II
9	西浦小学校	III	III	III	3.00	III	III
10	形原北小学校	II	III	III	2.40	IV	III
11	中央小学校	I	III	III	1.80	II	II
12	三谷東小学校	II	III	III	2.40	III	III
13	竹島小学校	II	III	III	2.40	I	III
中学校		※老朽化判定の項目は小学校と同じ					
14	蒲郡中学校	V	III	III	4.20	IV	III
15	三谷中学校	I	I	II	1.20	I	I
16	塩津中学校	III	I	II	2.40	IV	III
17	大塚中学校	II	IV	III	2.60	III	-
18	形原中学校	I	I	II	1.20	I	I
19	西浦中学校	IV	IV	III	3.80	II	IV
20	中部中学校	I	III	III	1.80	II	III

【老朽化状況表の見方・考え方】

総合判定の点数が高いほど、老朽化が進んでいることを示します。判定基準は下記のとおりですが、特に総合判定3点を超える学校及び「プール槽」の老朽化が進んでいる学校(背景色:桃色)については、近年のうちに修繕などの対応策を講じる必要があると考えられます。

「老朽化判定基準」…令和3(2021)年:老朽化調査実施時点

I:健全な状態…1点 II:ほぼ健全な状態…2点 III:少し進んだ状態…3点

IV:かなり進んだ状態…4点 V:著しく進んだ状態…5点

「老朽化総合判定の配点比重(部位)」

プール槽:60% プールサイド等:20% 給排水:20% の配点比重で算定

(算定例)

南部小 (プール槽:I) 1点×0.6+(プールサイド:III) 3点×0.2+(給排水:III) 3点×0.2=1.80

蒲郡中 (プール槽:V) 5点×0.6+(プールサイド:III) 3点×0.2+(給排水:III) 3点×0.2=4.20

(2) 学校プール施設の維持・管理コストの想定

個別施設計画(学校教育施設)における各小中学校の計画個票をベースに、学校プールに関する今後の施設の維持管理に必要な概算コストを算出すると、小学校12校、中学校6校、小中一貫教育実施校(西浦小中学校)1校の計19校[※]における、令和5(2023)年度から令和28(2046)年度までの24年間の短期・中期的な見込みについては、合計約19億6,700万円程度となります。(表:「維持・管理コストの想定見込み」8ページ参照)

また、個別施設計画の期間外の令和29~52(2047~2070)年における長期的なコストについて、令和29(2047)年度以降にプール本体工事の予定が見込まれる学校は12校あり、全ての学校でプールを維持していくことになると、上記19億6,700万円に加え、約27億2,600万円程度必要と見込まれ、現状の学校プール体制を維持するには約46億円以上の費用がかかるものと推計されます。

なお、維持・管理コストの算出の考え方については、下記枠内を参照ください。

※ 今後、公共施設マネジメント課が策定している地区個別計画(公共施設の再配置計画)などに基づき、学校体制が変更する場合がありますが、現時点では体制変更の時期等も明確に定まっていないため、19校体制でコスト見込みの算出を実施しています。

【維持・管理コストの算出に関する考え方】

- 学校新築予定(令和6年~)の塩津小学校、西浦小中学校は、現行のとおり学校プールを設置するものとして算出します。但し、西浦小中学校については、小学校・中学校それぞれで設置はせず、学校でプール施設は1つとして算出します。
- 現在、学校プールを使用していない蒲郡中学校については、再整備の方向性は未定ではありますが、学校プール体制を維持するという視点で建替コストを計上したうえで、他の取組にかかるコスト等と比較することが重要であるため、個別施設計画に予定はありませんが、再整備するもので計算します。費用については、他校の整備費用を元に算出しています。
- 個別施設計画において計画されている工事(改築・修繕)等の時期や内容については、施設耐用年数や公共施設マネジメントの考え方を踏まえ設定しており、工事実施が確定しているものではありません。また、個別施設計画の期間外のコスト見込みの算出については、個別施設計画の考え方に準拠して設定しています。
- 個別施設計画のスケジュール・コストの考え方については、以下の通りです。
 - ・ 工事スケジュールについては、基本的に老朽化総合判定が高い順に建替を実施します。ただし、総合判定が低い学校(例:蒲郡西部小学校)が、高い学校より(例:大塚中学校)先に建替を実施する場合は、「プール槽」の劣化が進んでいるため、優先的に計画しています。(6ページ参照)
 - ・ コスト(想定見込み)については、プール本体の建替・修繕、付属屋の建替・修繕、ろ過器更新費用の積上げで算出しています。なお、物価の上昇は見込んでいません。
 - ・ 建替費用は1億5,400万円で計上しています。なお、三谷中学校については、50mプールを維持する条件のもと算出しています。プールサイド・給排水や付属棟の修繕に係る費用については、面積等によって変動します。なお、ろ過器更新費用は1,400万円で計上しています。

■ 維持・管理コストの想定見込み

		プール		コスト(概算見込み)(千円)	
		建設年 (築年数)	老朽化 総合判定	個別施設計画 (2023~2046)	左記期間外 (2047~2070)
小学校					
1	蒲郡南部小学校	1964(58)	1.80	53,406	186,232
2	蒲郡東部小学校	1966(56)	3.00	184,739	21,397
3	蒲郡北部小学校	1963(59)	1.40	17,633	198,456
4	蒲郡西部小学校	1971(51)	2.20	200,789	17,168
5	三谷小学校	1970(52)	2.40	200,710	42,965
6	塩津小学校	1966(56)	3.60	202,205	40,101
7	大塚小学校	1969(53)	2.40	57,890	183,997
8	形原小学校	1971(51)	2.40	34,433	174,105
9	西浦小学校	1970(52)	3.00	202,033	41,928
10	形原北小学校	1971(51)	2.40	65,223	203,275
11	中央小学校	1966(56)	1.80	27,078	201,684
12	三谷東小学校	1964(58)	2.40	44,037	195,635
13	竹島小学校	1978(44)	2.40	49,447	181,482
中学校		建設年 (築年数)	老朽化 総合判定	個別施設計画 (2023~2046)	左記期間外 (2047~2070)
14	蒲郡中学校	1963(59)	4.20	200,000	50,000
15	三谷中学校	1974(48)	1.20	22,974	379,083
16	塩津中学校	1974(48)	2.40	229,620	23,320
17	大塚中学校	1994(28)	2.60	56,900	175,722
18	形原中学校	1965(57)	1.20	55,196	179,373
19	西浦中学校	1973(49)			
20	中部中学校	1978(44)	1.80	63,028	230,700
合計				1,967,341	2,726,623

(3) 学校プール施設の利用状況

① 水泳授業の実施状況

水泳授業の実施状況に関しては、従来の自校方式（自校プールで学校所属の教員が指導）で実施されている学校が大半となっています。小学校では年間9回～18回、中学校では8～11回実施されています。なお、令和元（2019）年度以降、蒲郡中学校、塩津小学校では、民間事業者のプール施設と人材（民間水泳指導員等）を活用した水泳指導補助委託の水泳授業（以下「民間プール方式」という）が行われています。

■ 学校別の授業実施状況

小学校		授業実施方法	予定授業時間数※	備考
1	蒲郡南部小学校	自校方式	9～10	
2	蒲郡東部小学校	自校方式	9～11	
3	蒲郡北部小学校	自校方式	13～14	
4	蒲郡西部小学校	自校方式	12～13	
5	三谷小学校	自校方式	13～14	
6	塩津小学校	民間プール方式	12	民間施設で授業実施中
7	大塚小学校	自校方式	9～10	
8	形原小学校	自校方式	13～15	
9	西浦小学校	自校方式	12～16	
10	形原北小学校	自校方式	12～15	
11	中央小学校	自校方式	15～18	
12	三谷東小学校	自校方式	13～14	
13	竹島小学校	自校方式	11～14	
中学校		授業実施方法	予定授業時間数※	備考
14	蒲郡中学校	民間プール方式	8	民間施設で授業実施中
15	三谷中学校	自校方式	8	
16	塩津中学校	自校方式	8～9	
17	大塚中学校	自校方式	10	
18	形原中学校	自校方式	9	
19	西浦中学校	自校方式	9～11	
20	中部中学校	自校方式	10	

※ 授業時間数は、学年で異なるため、「○～○」と表記します。なお、時間数はコロナ禍前のデータを元に整理しており、年によってカリキュラム編成等の要因で多少増減します。また、学校の予定回数であるため、天候不順等の影響により、実際の授業時間数と異なることもあります。

② 学校プールの一般利用(水泳授業以外での利用)

学校プール施設については、基本的に学校水泳授業を行うために設置されていますが、水泳授業以外での一般利用を実施している学校プールもあります。一般利用については、市民プール廃止に伴う代替事業として、子どもたちを対象に中央小学校のプールを下記のとおり開放しています。

■ 一般開放の状況

学校名	中央小学校
施設	25メートルプール及び幼児用プール
期間	令和4(2022)年の場合 7月16日から8月29日の間の土曜日、日曜日、月曜日 およびお盆期間
入場対象者	幼児(園児用プールに足がつくこと)から中学3年生 及び上記の保護者 ※水着、スイミングキャップを着用 ※幼児、小学校3年生以下の児童は必ず保護者(18歳以上)の同伴が必要
入場料	無料

③ 民間プール方式の実施概要

学校プール施設の活用ではありませんが、塩津小学校及び蒲郡中学校で実施している現行の民間プール方式の実施概要については、以下のとおりです。実施状況の詳細については、「民間プール方式実施校ヒアリング調査」(15~18ページ)で整理しています。

■ 民間プール方式実施校の実施概要

民間プール方式 の実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者のプール施設において、指導員(インストラクター)の指導補助で、授業の質・安全性の向上を目指す水泳授業 ・授業時間は、実施1回につき80~110分(準備体操や休憩等含む)で、従来の2単位分(2時間)として設定 ・民間プールまでの移動に要する時間は片道10分程度(徒歩・バス)、授業準備に要する時間は概ね5分程度 ・2クラス以上合同で、年間4~6回(中学校:4回8単位分、小学校:6回12単位分)の授業を実施
------------------	---

2. 児童・生徒・保護者アンケート調査

プール授業の現状、課題及び今後の意向を把握するため、自校方式実施校及び、民間プール方式実施校の児童生徒及び保護者に対して、アンケート調査を実施しました。

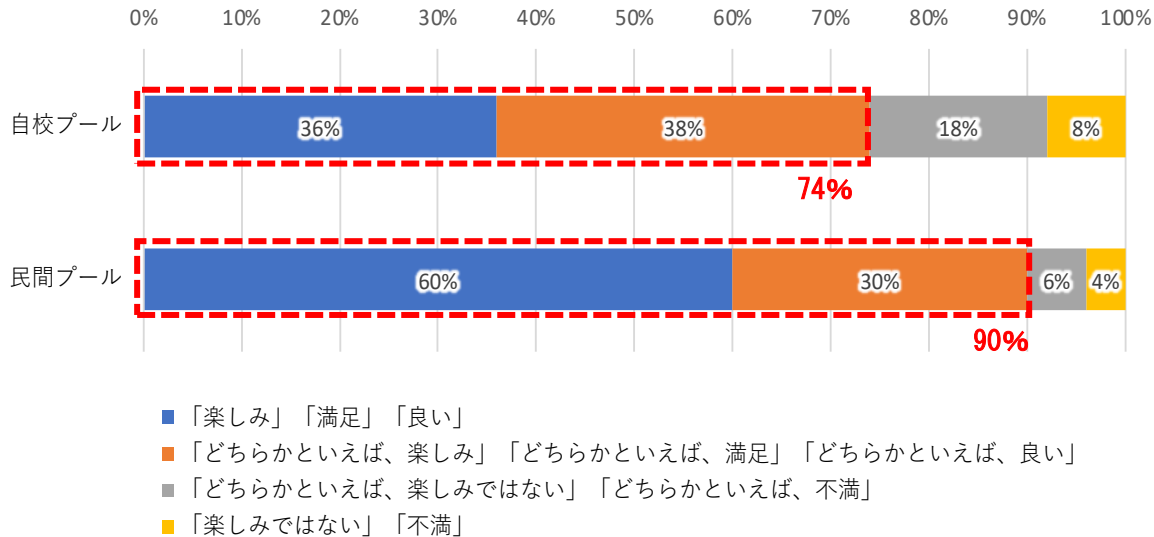
(1) 調査概要

		調査概要		
方 法	インターネットアンケート			
日 時	令和4(2022)年9月20日(火)～26日(月)			
対 象	■ 自校方式実施校			
	学 校		学年(人)	回答数/回答率
	児童	塩津小学校以外の小学校	小学5年(590)	529/89.7%
	生徒	蒲郡中学校以外の中学校	中学2年(558)	499/89.4%
	上記児童生徒の保護者(1,148) ※小・中重複分含む			404/35.2%
	■ 民間プール方式実施校			
	学 校		学年(人)	回答数/回答率
	児童	塩津小学校	小学5年(72)	65/90.3%
	生徒	蒲郡中学校	中学2年(158)	144/91.1%
	上記児童生徒の保護者(230)			74/32.2%

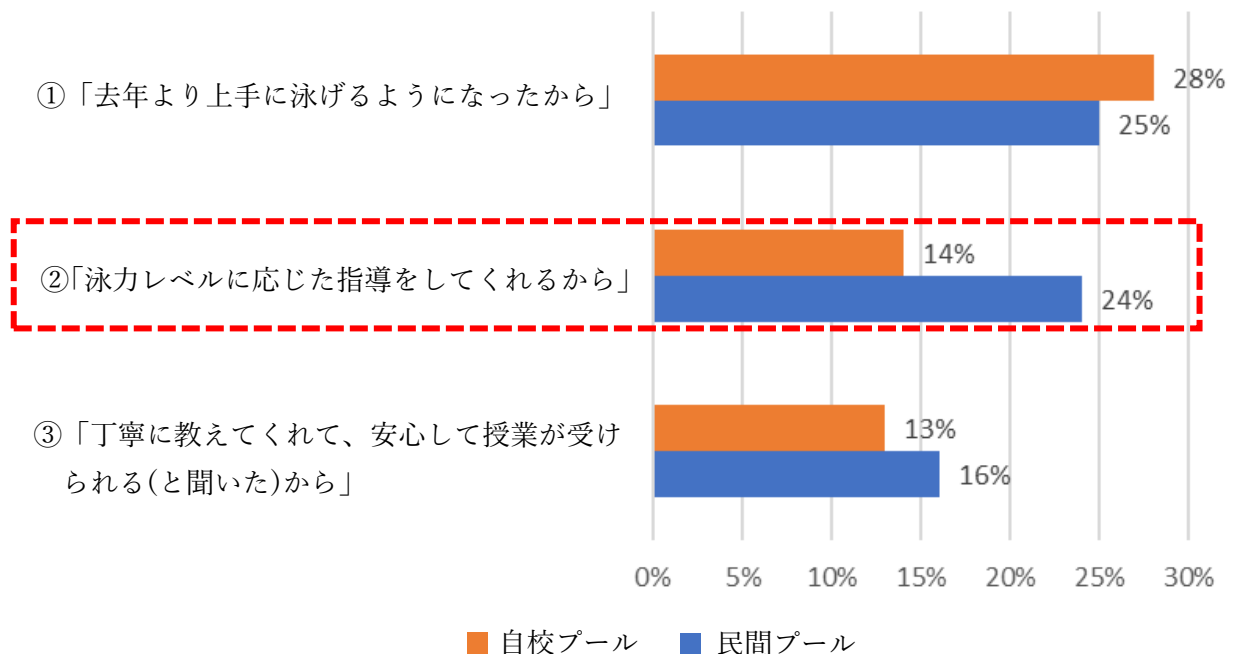
(2) アンケート結果について(抜粋)

<水泳授業について> (ソフト面に関する回答)

- 現在の水泳授業についての評価では、「楽しみ」「満足」「良い」と回答した児童・生徒・保護者の割合は、自校方式では74%、民間プール方式では90%となっており、民間プール方式実施校の方が好意的な評価(「楽しみ」「満足」「良い」)が16ポイント高くなっています。



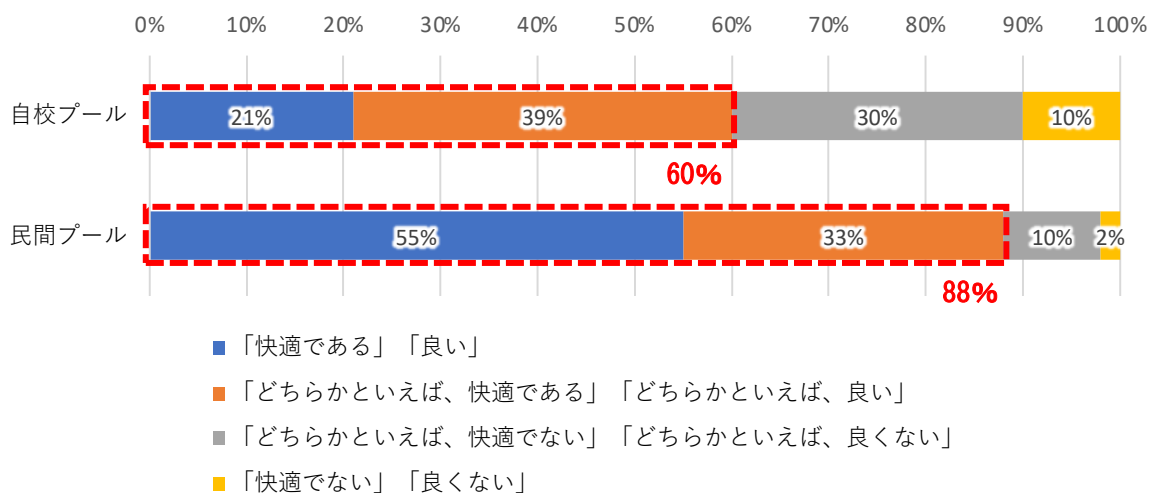
- 好意的な回答の理由については、①泳ぎの上達に関する事、②レベルに応じた指導に関すること、③安心して授業が受けられること、などの理由の項目が上位に挙げられており、特に「レベルに応じた指導」に対する満足感は、自校方式に比べて民間プール方式の方が10ポイント程度高い結果が出ています。



<プール施設・設備について>（ハード面に関する設問）

プール施設・設備についての評価では、「快適」「良い」と回答した児童・生徒・保護者の割合は、自校方式では60%、民間プール方式では88%、また「快適でない」「良くない」と回答した割合は、自校方式では40%、民間プール方式では12%となっています。民間プール方式実施校の方が施設・設備に対する好意的な評価（「快適」「良い」）が高くなっています。

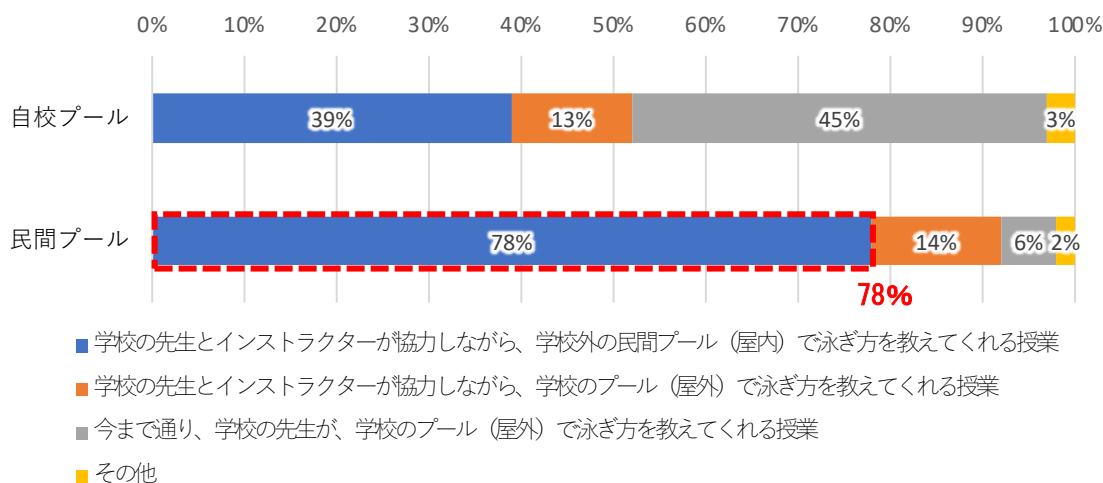
民間プールにおける快適な理由としては、プールや更衣室がきれいで使いやすいことや屋内プールであることで気温や水温も安定し、日焼けなどが気にならないことが多く挙げられ、民間プールの施設面での優位性がうかがえます。



<水泳授業のあり方について>

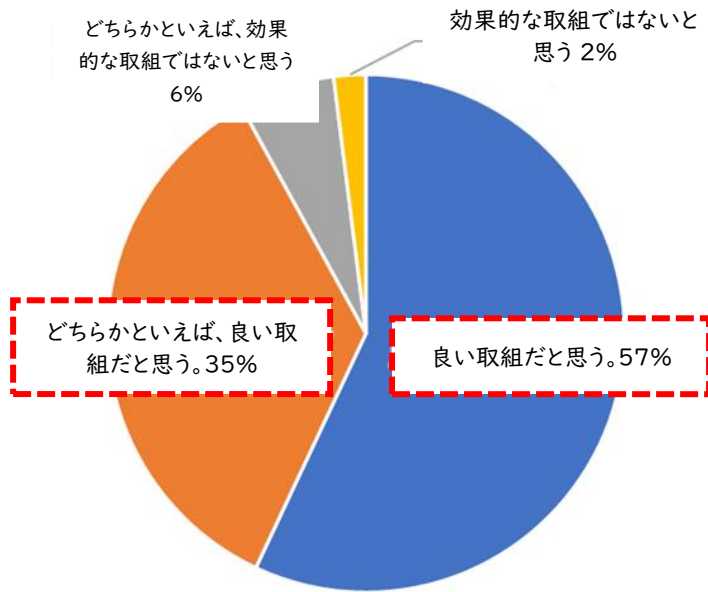
児童・生徒・保護者が希望する水泳授業のあり方としては、民間プール方式では「学校の先生と民間水泳指導員が協力しながら、学校外の民間プール（屋内）で泳ぎ方を教えてくれる授業」の回答割合が78%であることから、民間事業者の活力を利用した水泳授業の満足感や期待感が高いことがうかがえます。

なお、自校方式の回答では「今まで通り、学校の先生が、学校のプール（屋外）で泳ぎ方を教えてくれる授業」が一番多い割合ですが、民間プールでの授業を希望する回答も同等程度あり、民間プール授業を経験していない学校（児童生徒・保護者）においても、新たな取組に期待していることが分かります。

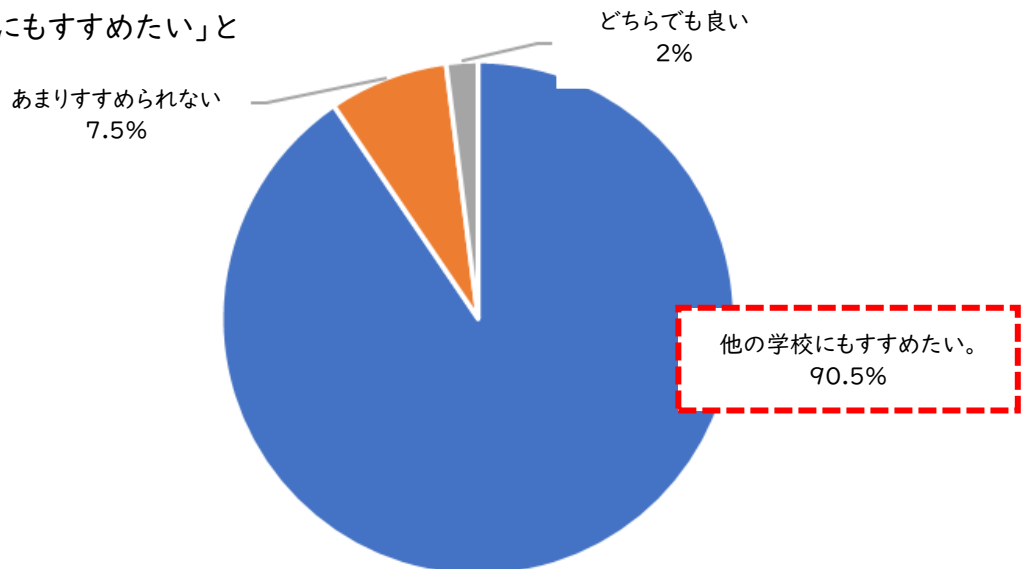


<民間プール委託授業の取組について>

- 自校プール方式実施校の保護者のうち「9割以上」が民間プールでの授業を良い取組と感じています。



- 民間プール方式実施校の児童・生徒のうち、「9割以上」が民間プールでの授業を「ほかの学校にもすすめたい」と回答しています。



(3) 結果についての考察

自校方式実施校と民間プール方式実施校で比べると、「水泳授業（ソフト面）」や「プール施設・設備（ハード面）」に対する評価のいずれにおいても、民間プール方式実施校の方が好意的な評価の割合が多い結果になりました。

また、今後の水泳授業のあり方の項目では、民間プール方式実施校においては「民間プール授業の継続・拡大」を希望しており、自校方式実施校においても、民間プール施設での水泳授業への期待が高まっていることが確認できる結果となり、新たな取組への期待感がうかがえるものと分析されます。

3. 民間プール方式 実施校ヒアリング調査

(1) 調査概要

下記の調査概要で民間プール方式実施校にヒアリングを実施しました。

■ 調査概要

概 要	
目 的	民間プールを活用した水泳授業実施校の教員に対して、民間プール方式導入の状況等を明らかにするため、ヒアリング調査を実施しました。
方 法	対面でのヒアリング
対 象	(蒲郡中学校)校長、体育専科教員 (塩津小学校)校長、教頭

(2) 調査結果 塩津小学校

塩津小学校のヒアリング結果については下記のとおりです。

■ 水泳授業の状況(令和4年度)

塩津小学校		
対象学級数及び人数	15クラス、455人(うち特別支援35人)	
実施人数、時間	学年毎に実施、80分/回(10時~11時20分)	
年間実施回数	42回:(実施内訳) 普通学級:1人6回(12時間)×6学年=36回、 特別支援学級:3回、補習授業:3回 ※6・7・9月の3か月間で実施	
プールまでの移動手段 及び距離(時間)	バス:約4キロ(約10分)	
使用レーン数	5レーン以上(補習授業2レーン以上)	
人員 配置	教員	3~5名 (水中に入るのは2~3名、他は移動の補助及び監視)
	民間水泳 指導員	・民間水泳指導員:2名以上、補習授業は1名以上 ・プール監視員(プールガード):2名以上(1名以上は指導監視、1名以上はプール室内監視) ※プールガードは民間プールによって配置人数が増減する。
タイムスケジュール	9時45分 塩津小学校 発(バスでの移動) 9時55分 民間プール 着 10時00分 授業開始 11時20分 授業終了 11時30分 民間プール 発 11時40分 塩津小学校 着	

■ ヒアリングの内容

塩津小学校		
現状	実施の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・午後は給食後となり、具合の悪い生徒が出た場合の対処が難しいため、小学校は午前中が良いと考えられる。(アレルギー対応食の児童の健康管理が難しい。) ・今年度の受託者の指導方法は小学生に適していると感じる。多くの児童が基本の蹴伸び等が上達している。
	メリットと 感じる点	<ul style="list-style-type: none"> ・泳力別に4つのコースがあり、それぞれに民間水泳指導員が配置されている。 ・泳力の段階別に個別指導を受けられる。 ・民間水泳指導員に指導方法を学んで、教員の指導力も伸びている。教員が高度な指導を習得できることが非常に大きい。 ・水温と外気温の合計値が65を超える場合は熱中症対策で水泳授業を中止する必要がある。屋内は中止の心配が少ない。 ・監視員が多く、事故の心配が少ないため、安心である。 ・自校プールではプールの管理の負担がとても大きい。(清掃、ポンプの故障、水質管理、草刈りなど) また、プール授業での事故の心配が大きかった。この2点の負担が軽減され大変満足である。<u>※蒲郡中学校と同意見</u>
	デメリット と 感じる点	<ul style="list-style-type: none"> ・更衣室を一般利用者と同時に利用するようになると紛失物などに気を遣う。 ・見学者が学校に残る場合もある。その際は、教員が1名残ることになる。その際の人員確保が必要になる。 ・移動の安全管理に気を遣っている。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・2時間連続授業等カリキュラムを組むのに、やや苦勞する面があるが、大きな問題ではない。 	
今後について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間指導補助委託を継続していきたい。効果があるのはもちろんだが、とにかく、民間活力導入前と導入後では子どもたちの喜び、楽しみといった側面が大きく違うように感じる。 ・蒲郡市の学校全体に広めるべきだと考えている。 ・5～7月をA校、9～10月をB校として実施することが可能と考えられる。給食後に実施できるかが課題だが、実施も可能ではないかと思う。 ・ローテーションを組んで複数校で実施。学校の年間スケジュールの中で計画する必要があるので2年前等長期的な計画ができるとより良い。 ・現在は子ども1人につき、6回の授業を実施できている。拡大を進める上では、回数が減ることも想定されるが、泳力の習熟度などを見ても、回数が若干減ったとしても、大丈夫と思われる。(子どもが楽しみにしているから、回数が多い方がより良い。) 	

(3) 調査結果_蒲郡中学校

■ 水泳授業の状況(令和4年度)

蒲郡中学校		
対象学級数及び人数	15クラス、475人(うち特別支援10人)	
実施人数、時間	2クラス/回、110分/回(13時35分~15時25分)	
年間実施回数	30回:(実施内訳) 普通学級:1人4回(8時間)×14学級 [*] =28回 ※2クラス合同授業であるため、4回×14学級÷2クラス=28) 補習授業:2回 ・実施時期は7~8月の1か月半をプール月間とし時間割を変更している	
プールまでの移動手段及び距離(時間)	徒歩:約0.4キロ(約5分)	
使用レーン数	5レーン以上(補習授業は2レーン以上)	
人員配置	教員	2名 (体育教員が水中で指導、他は移動の補助及び監視)
	民間水泳指導員	・民間水泳指導員:2名以上、補習授業は1名以上 ・プール監視員(プールガード):2名以上 (1名以上は指導監視、1名以上はプール室内監視) ※プールガードは民間プールによって配置人数が増減する
タイムスケジュール	13時20分 蒲郡中学校 発(徒歩) 13時25分 民間プール 着 13時35分 授業開始 15時25分 授業終了 15時30分 民間プール 発(徒歩) 15時35分 蒲郡中学校 着	



■ ヒアリングの内容

蒲郡中学校		
現状	実施の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は午後授業で実施。学校によっては、午前中の授業も可能だと思われる。現在の1回2時間授業は時間的ゆとりがある。 ・教員が指導要領を作成する。泳力に応じた指導内容について民間水泳指導員からの助言がある。 ・1回2時間単位で授業を実施しているため、その後に部活動を行うことが体力的に大変そうである。但し、1時間授業でも一定の疲労はある。 ・実施回数については、4回で十分と考えている。これより増えると、学校行事・試験期間などの調整が難しくなると思われる。
	メリットと 感じる点	<ul style="list-style-type: none"> ・個別指導ができるため、細かい指導が可能になった。 ・教員が指導をリードし、専門性が高い指導員がフォローしてくれる体制はとても良い。きめ細かい指導ができることで、評価も明確に実施できる。 ・自校プールよりも多くの人数で監視することができる。 ・水中での事故だけでなく、熱中症の心配も少なく安心して指導することができる。 ・自校プールではプールの管理の負担がとても大きかった。(清掃、ポンプの故障、水質管理、草刈りなど) また、プール授業での事故の心配が大きかった。この2点の負担が軽減され大変満足である。※塩津小学校とともに同意見
	デメリット と 感じる点	<ul style="list-style-type: none"> ・見学者は必ず出ることになり、現在は2階の見学スペースで見学している。2時間授業(110分)は見学者が時間を持て余す傾向にある。また、見学者を見守る教員も必要。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな課題ではないが、実施する時期の設定が3学期制となるとやや調整が必要になると感じる。 	
今後について	<ul style="list-style-type: none"> ・民間指導補助委託を継続していきたい。 ・民間プール事業者によっては、高度な指導が得意である事業者もある。中学校向き、小学校向きの事業者があると思うので、指導対象に合わせて、臨機応変に契約できるとより良い。 ・本取組を市内全学校に広めるべきだと考えている。ただし、拡大する上では、学校側の柔軟な対応も必要になると思う。 ・蒲郡中学校が4月～6月、他の中学校を9月～10月と期間を分けて実施することが可能と考えられる。 	

(4) ヒアリングからの現状整理・分析

授業運営として、カリキュラム編成、実施時期と学校行事との調整、移動対応などにおいて、やや苦勞するという側面はあるが、民間プール方式には「管理面の負担軽減」、「屋内・温水施設の快適性・利便性」、「安全性の向上」、「指導力の向上」、「泳力習熟度の向上」等の効果・メリットを非常に大きく感じていることが分かります。

学校現場としては、民間プール方式の継続的な利用や全市的な拡大展開を望んでいる意向が確認できるヒアリング結果となりました。

4. 先進自治体の学校プール事業の取組調査

(1) 視察概要

学校のプール授業を従来方式にとられない方法で展開している先進自治体の取組実態を調査・確認し、当市の取組手法の検討・方向性の参考とするため「神奈川県海老名市」、「大阪府枚方市」の視察を行いました。

■ 神奈川県海老名市の視察概要

概 要	
視察施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○プール4か所視察 <ul style="list-style-type: none"> ・海老名運動公園屋内プール ・北部公園屋内プール ・高座施設組合室内温水プール ・ビナスポ(えびな市民活動センター) ○視察後ヒアリング
取組概要	<p>【市内屋内温水プールへ完全移行、市立小中学校の全プール廃止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19(2007)年に小中学校3校のプール授業を市内2か所の屋内温水プールで実施開始 ・現在は、市立小中学校19校のプール全てを廃止し、市内4か所の屋内温水プールで小学校のプール授業を実施、中学校の授業は、休止中

■ 大阪府枚方市の事業の概要

概 要	
視察施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○樟葉西小学校 <ul style="list-style-type: none"> ・民間スポーツクラブにて、プール授業視察 ○視察後ヒアリング
取組概要	<p>【民間指導員を学校へ派遣する方式も採用、6小学校で民活試行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の泳力向上を図るとともに、職員の業務改善、老朽化した学校プール施設の維持管理費用縮減を目指す。 ・実施手法は <ol style="list-style-type: none"> ① 民間プールに徒歩移動 ② 民間プールにバス移動 ③ 学校(自校)プールへ民間指導員の派遣の3種類で、効果や課題を検証中である。

(2) 視察結果_神奈川県海老名市

海老名市の取組調査結果については下記の通りです。

■ 水泳授業の状況

回 答	
民間等でのプール事業実施の背景	<ul style="list-style-type: none"> ・学校屋外プールの環境状況(マイナス効果)と、プールに係る経費(維持費等)の観点から、小中学校プールの廃止を検討 ・次の観点から、学校プールを継続するより、市内の公共施設プールを利用した方が、優位性があると判断したため、学校屋外プールを廃止した。 <ol style="list-style-type: none"> ① 児童・生徒への安全面 ② 学校プール施設自体の維持管理面 ③ 計画的な水泳授業の実施面
民間事業者の選定方法・契約期間・事業費用等について	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度の単価契約、入札により事業者を選定 ・単価契約のため、利用した分だけ支払うこととなっており、悪天候等により授業が中止になった場合のキャンセル料の支払いも発生しない。 ・補助指導員1名、監視員1名を配する契約。事業者側の配慮で増員対応あり。
民間事業者と教員との役割分担、リスク分担、事業の実施体制、交通手段等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導、評価共に学校側が行っている。評価は児童の主体的な自己評価の比重が高い。 ・レベル分けは本人の自己申告による。 ・2時間連続授業で、年3回プール授業を実施。 ・担任教員3名、補助指導員と監視員2名の6人体制、低学年ほど手厚い体制としている。 ・プール施設までの移動は徒歩、またはマイクロバス・大型バスを利用し、2分(徒歩)～20分(バス)かかっている。
当事業の効果や評価について(泳力向上、働き方改革への貢献、保護者や市民の声など)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導面の充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 授業当日の気温、水温、天候に関係なく実施できる。 ② プール管理の必要がなく、教員は児童生徒への直接指導に時間をかけられる。 ③ 障がいのある児童の一部にとっては、日程変更は大きな障害となるが、これを回避できる。 ・安全面の向上 <ol style="list-style-type: none"> ① 日本赤十字社の救助員の資格を有するプール監視員が常駐しており、監視体制が万全である。 ② 光化学スモッグ注意報発令に伴う授業中止の心配がない。 ③ 鳥の糞等に伴う細菌混入や危険物投込等の心配がない。 ・施設維持管理面の負担軽減等 <ol style="list-style-type: none"> ① 年間のプール維持費が不要となる。 ② プールの水質管理をする教員の負担がなくなる。 ③ 消防関係施設の充実により、プールの防火水槽や災害時の飲料水としての役割が低下し、水を貯めておく必要がない。

全校のプール授業を民間事業者へ委託するまでの移行期間や反対意見等	<ul style="list-style-type: none"> 平成19(2007)年度から2施設を利用して、小学校2校・中学校1校で試行を開始。 その後対象施設、対象校を徐々に増やし、平成23(2011)年度より、3施設を利用して、小中学校全校(小学校13校・中学校6校)を対象に実施。 平成27(2015)年度より、プール床全面可動式プール(水深調整プール)1施設の追加し、その一方で中学校での水泳授業を中止。保護者からの反対意見はなかった。
部活動の対応について	<ul style="list-style-type: none"> 現在のところ、実施校は小学校のみで運用。 部活に水泳部はない。大会に出るため名目的に部とするのみ。
学校に民間事業者からスタッフ派遣した場合の留意点等	<ul style="list-style-type: none"> 学校に民間指導員・スタッフの派遣は行っていない。

(3) 視察結果__大阪府枚方市

枚方市の取組調査結果については下記の通りです。

■ 水泳授業の状況

回 答	
民間等でのプール事業実施の背景	<ul style="list-style-type: none"> プールの再配置計画などはない。 下記①～③について、令和2(2020)年度に議論し、令和3(2021)年度に1校のみで試行事業を実施予定としたものの、令和3(2021)年度はコロナウイルス感染症の影響で未実施。令和4年度に規模を拡大して6校同時に民間プール授業が試行的に開始。 ①学校統合にかかる学校施設新設の際、プール整備の要否 ②プール維持管理費平準化 ③プール授業や泳力向上
民間事業者の選定方法・契約期間・事業費用等について	<p>○民間プール利用型、民間水泳指導員派遣型いずれも単年度契約</p> <p>【民間プール利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託費：授業委託費+バス費用 「授業委託費」単価×児童数(全5回/10時単位) 「バス費用」単価×人数(施設保有バスの場合) 選定方法:移動を伴うことから、学校から最寄りの事業者であることを理由に随意契約。 <p>【水泳指導員派遣】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託料:単価×水泳指導員数×実施回数 委託料には水泳指導員の交通費含む 選定方法は、入札方式

回 答	
民間事業者と教員との役割分担、リスク分担、事業の実施体制、交通手段等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導、評価共に事業者が実施している。 ・欠席対応として補講は実施しない。 ・授業が終わるごとに、水泳指導員と教員が打合せを行い、各回の授業の振り返りを実施。 ・年度初めに指導要領について事業者と2回程度打合せを実施。 ・教員は最低限の泳力取得を目的としており、泳ぎを苦手とする児童に対し低評価を避け、授業内の努力で普通評価に引き上げる傾向があるものの、水泳指導員は現状の通り評価する傾向があり、低い評価を付ける傾向がみられる。ボトムアップの取組が必要。
当事業の効果や評価について(泳力向上、働き方改革への貢献、保護者や市民の声など)	<ul style="list-style-type: none"> ・泳力は確実に向上している。 ・教員の業務負担軽減・安全性の向上に繋がっている。 ・天候に左右されない授業実施が可能になっている。 ・市内の授業の公平性を担保するために、本取組を市内に広める必要がある。 ・経費縮減(施設維持管理費、水、水質管理用薬品等)に繋がる。
全校のプール授業を民間事業者に委託するまでの移行期間	<ul style="list-style-type: none"> ・移行期間は未定。 ・民間プールでは全学校の受入は難しく、移動時間が長時間になる学校は、民間水泳指導員派遣を併用している。
部活動の対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・実施校は小学校のため、部活の利用なし。
学校に民間事業者からスタッフ派遣した場合の留意点等	<ul style="list-style-type: none"> ・氷室小学校は民間水泳指導員用の更衣室を設けている。既存の空き部屋を活用。

(4) 先進自治体視察結果の整理

民間活力を活用したプール授業は、指導面の充実、水泳授業の安全面の向上、施設維持管理面の負担軽減、教員の業務負担軽減などにおいてメリットが大きいという点については、他の自治体も同じ考えを持っています。

しかし、指導・評価について教員、民間事業者のどちらが主体となり実施するかについての考え方は自治体により違いがあり、蒲郡市としての方向性の整理が必要と考えられます。

また、海老名市のように全ての小学校に民間指導方式を展開している自治体では、授業の実施回数が3回(6時間分)で設定されており、拡大していくうえでは、授業実施回数をどの程度にするかについては、検討すべき項目であることが確認できました。

5. 現況における「配慮・検討すべき課題」

本章の学校プールの現況(2章.1~4)を踏まえ、「学校プールのあり方」の方針を示す上で、配慮・検討すべき課題について、下記に整理します。

(1) 水泳授業の重要性とプール環境の課題

文部科学省「水泳指導の手引(三訂版)」には、水泳授業の趣旨・目的は「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」と明記され、水泳授業の重要性が示されています。

しかし、屋外学校プールでの水泳授業は天候の影響を受けるため計画的な実施に制約があり、また、近年は急激な気候変動の影響も受け、猛暑による熱中症の恐れもあり、安心できる良好な環境での授業が以前より求められている状況へと変化してきています。

今後は、水泳授業の重要性とプール環境の課題を踏まえつつ、屋内プールや民間委託を効果的に活用するなど、従来方式にこだわらない新たな視点における学校プールや水泳授業のあり方について、中長期的な視座の下で検討を深めていくことが必要です。

(2) 水泳授業を実施するための「プール施設」についての考え方

蒲郡市内小中学校には、小学校13校、中学校7校の全てに屋外プールが設置されています。ただし、既に蒲郡中学校のように再整備が必要な施設もあり、その他多くの施設においても蒲郡中学校と同様に老朽化が進んでいます。学校プール施設を現行のまま維持するためには、多額の費用がかかることが見込まれるため、公共施設マネジメント実施計画においても「学校プール(施設・授業等)の今後のあり方について検討し、あり方に基づきプール設備の維持・更新・廃止等の取り組みを進めます。」と記載されています。

また市民プールは、平成22(2010)年度に老朽化のため取り壊されており、現在はありませんが、市民からは再整備を望む声もあり、公共施設マネジメント実施計画では「市民プールは、財政状況と社会状況を勘案し、長期的な計画の中で建設の検討を行います。」と記載されています。

民間事業者保有のプール施設としては、蒲郡市内には2施設(民間スポーツクラブ、民間レジャープール)があります。令和元(2019)年度以降、蒲郡中学校、塩津小学校において、民間事業者の施設と人材(民間水泳指導員等)を活用した水泳授業が行われており、民間プールを活用する新たな取組の先行実施例として効果をあげています。

学校プールのあり方におけるプール施設の方向性を示すうえでは、老朽化が進む小中学校のプール施設を適正に維持管理していく「公共施設マネジメント」の観点、また「水泳授業が計画的・効果的に実行できる環境」を構築する観点について、一体的・効率的に対応することを視野に入れ、検討することが重要です。また、学校プールのあり方において、プール施設の方向性が示されたのちには、「蒲郡市民のプール利用のニーズ」に対しても総合的に検討を進める必要があります。

(3) 小中学校の水泳授業における民間活力導入の検討

全国的な動向として、小中学校の水泳授業を市民プールや民間プールなどの学校以外のプール施設を活用して実施することや、複数の学校で1つの学校プールを共同利用する動き等が広がっており、従来方式による水泳授業を続けるべきか、新たな取組に切り替えるかの転換期となっています。また、水泳授業の実施方法としても、学校プールの維持管理費の軽減や教職員の負担軽減を目的に、民間スイミングスクールなどに水泳授業指導委託をして実施する動きが広がっています。

小中学校の水泳授業の実施にあたって、民間や公共の他のプール施設や民間人材を活用することについて、多くの自治体において様々な取り組みが実施され、行政側の視点では「コスト縮減」や「教員の働き方改革」、「市民のプール利用ニーズへの対応」など、児童生徒や保護者の視点では「泳力の向上」や「水泳授業に対する満足度の向上」など、その効果が確認されるほか、一方で課題も顕在化するなど、メリット・デメリット等の検証も行われ始めています。

蒲郡市においても蒲郡中学校や塩津小学校をモデルとした民間プール活用・指導補助による水泳授業の実施例があり、成果や課題が蓄積されつつあります。蒲郡中学校や塩津小学校、他自治体における先行的な取り組みの実例や効果検証結果などを参考にしながら、効果的な民間活力導入の方向性を検討し、蒲郡市の実情や課題に対応した学校プールのあり方を総合的に検討していくことが必要です。

写真：民間プールでの水泳授業の様子（蒲郡中学校・塩津小学校）



3章 民間活力導入の検討

1. 民間活力導入可能性の調査(事業者ヒアリング)

(1) ヒアリングの概要

民間事業者の意向を把握し、民間活力の導入可能性を検証するため、全国展開する事業者や、県内でプール施設の運営を行い、蒲郡市の水泳授業の民間委託事業の受け皿となりうる事業者から情報を収集するとともに、多くの事業者から新たな取組の可能性などを提案していただくことを目的とし、事業者ヒアリングを実施しました。

■調査対象

	市内施設 保有	本市実績	近隣自治体 施設保有	学校プール 受入実績	実績例
事業者A	○	○	○	○	田原市・新城市 県内・全国各地
事業者B		○	○	○	豊橋市等 全国各地
事業者C			○	○	豊橋市等
事業者D			○	○	幸田町 全国各地
事業者E			○	○	豊橋市 県内各地
事業者F				○	名古屋市 全国各地

※事業者ヒアリングは、令和4年10月に実施し、令和5年2月にも一部事業者に再度実施しています。

(2) ヒアリング結果

ヒアリング結果について、下記に示します。

民間活力導入による水泳授業の実施手法について	
I 民間指導員派遣型や施設活用型以外に事業者支援できる手法があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・民間指導員派遣型のバリエーションとして、学校プールの管理も当社が行うことも可能(A社、B社、F社) ・学校が費用を負担し、スイミングスクールに通わせ、それを授業としている市町村がある(A社) ・レーン貸のみもありうる(監視員付)(D社) ・教員に水泳指導の仕方を指導することも可能(E社)
II 水泳指導を民間に委託した場合でも教員が実施すべき事柄	<ul style="list-style-type: none"> ・泳力以外の評価に関する事項(B社、E社) ・特別支援学級の児童・生徒を対象とする水泳指導時に学校側からも支援してほしい(B社、D社、E社) ・指導方針の方向性を提示してほしい(E社)

水泳授業の民間委託について	
I 市が民間委託を拡大する場合に興味があるか	<ul style="list-style-type: none"> ・関心があり、積極的にかかわりたい(全6社) ・うち近隣市でプール施設を運営する 2 社から所在市のプール授業の委託の進展により、対応できなくなる可能性がある旨の指摘有り(D社、E社)
II 関心を持っている支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存プール施設の提供(A社、B社、C社、E社、F社) ・水泳指導員の学校プールへの派遣(全6社) <ul style="list-style-type: none"> — 派遣のみは不可(B社) — 午前中であれば対応できる可能性が高い(C社)、 — 水泳指導員の日程調整したい(E社) ・自社調達バスでの児童生徒の送迎(A社、B社、C社、D社、F社) ・市がプール拠点を整備した場合の施設の管理運営(全6社) ・自己資金を投入しての施設整備について <ul style="list-style-type: none"> — 親会社と相談する必要がある(C社) — 自己資金による施設整備は難しいのではないかと(D社) — 成長性を見て検討する(F社)
その他	
I 学校プール授業や水泳指導が抱える課題、その他事業者の意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外プールは日焼けによる負担感が、教員や児童・生徒とも大きく、プール授業に適した条件を満たすことがなかなかなく、授業の実施がスムーズにできない(E社) ・学校数に対して、民間事業者の数が少ないと思う。現状の民間施設だけでは、全小中学校に民間施設でのプール授業を広げるのは無理がある。民間の水泳指導者も不足気味ではある(F社) ・教育の公平性を重視するのか、教員の負担軽減を目指すのか等何を目指すか明確にした方がよい、「教育の公平性」の観点は非常に重要と感じている(F社) ・プール施設管理を行うのであれば、プール水泳の指導を行うのは当たり前になってきている。ただし、公と民のリスク分担は明確にすべき(D社) ・業界全体でいい機会ととらえているが、何らかの理由で急に需要がなくならないか不安(C社) ・豊川市等の近隣店舗から蒲郡市の東部に水泳指導員を派遣することは可能(C社) ・バスは市側での手配とした方が、児童生徒の輸送の専門性も高まることで、リスクも分散できるし、委託業務とは切り離して、別メニューとしてほしい(A社、E社) ・運転手が確保できないために事業そのものへの参画が難しくなる場合が今後想定される(A社) ・水泳授業自体をやらない自治体も出てきてはいるが、子どもの泳力の低下等への影響も大きいと、水泳授業そのものはなくさないでほしい(E社)

2. 民間活力導入手法の整理

民間事業者ヒアリング結果(25~26ページ)から、水泳授業の実施においては、主に以下の4つのパターンがあると考えられます。民間活力導入手法については、主に「Ⅱ~Ⅳ」が想定されます。

本市の施設状況や民間事業者の意向を踏まえ、これらのパターンを中心に、本市に適した実施方針・実施プランについて検討します。

■ 授業実施方法パターン

パターン	実施場所	指導者	施設管理者
I 従来型	学校プール	教員	学校
Ⅱ 指導員派遣型	学校プール	教員・民間水泳指導員が協働で展開	学校
Ⅲ 施設活用・指導員補助型	民間事業者プール施設(学校外のプール)	教員がメイン、民間水泳指導員がサブで協働指導	外部施設の管理者
Ⅳ 施設・指導員包括活用型	民間事業者プール施設(学校外のプール)	民間水泳指導員がメイン、教員がサブで協働指導	外部施設の管理者

※1 外部プール施設を活用する場合(Ⅲ・Ⅳ)、施設までの移動も含めて民間事業者に委託するパターン、送迎はバス専門業者等に委託するパターンも考えられます。

※2 Ⅲ・Ⅳの実施場所について、他自治体においては学校外の「公共施設プール(市民プール・学校集約型プールの施設)」で行っているケースもあります。但し、蒲郡市には現在公共施設プールの所有はありません。

※3 Ⅱ 指導員派遣型については、水泳授業の「監視員のみ」の派遣も考えられます。

※4 現在蒲郡市が展開している水泳授業の民間活力導入手法は、「Ⅲ 施設活用・指導員補助型」です。

4章 水泳授業の実施方法及び事業費の整理

本章では、2・3章の現況確認・課題整理や民間活力導入検討を踏まえ、本市の水泳授業はどのような形態で実施していくべきかを検討します。

1. 水泳授業の実施方法

(1) 水泳授業の方向性の整理

水泳授業のアンケート結果(11~14ページ参照)から、自校プール方式実施校と民間プール方式実施校で比べると、「水泳授業方法」や「プール施設・設備」に対する評価のいずれにおいても、民間プール方式実施校の方が好意的な回答をしている児童生徒・保護者の割合が多くなっています。その結果から、民間プール授業実施校がより良い環境で質の高い授業を展開していると考えられます。今後の「水泳授業のあり方」や「民間プール委託の取組」における回答においても、民間プールでの水泳授業を期待する意見が多い結果となっており、民間活力を導入したプール授業のニーズが高いことがうかがわれます。

また、民間プール方式実施校である「塩津小学校」・「蒲郡中学校」のヒアリング結果(18ページ参照)では、現場の教職員からも民間プールでの水泳授業は高い評価を得ており、拡大展開を望んでいることも確認できています。

民間事業者側の視点においては、学校の水泳授業に参画することに非常に意欲的であり、民間プール施設を活用した授業のみならず、学校へ指導員を派遣するといった授業についても提供することが可能と回答しています。

上記を踏まえると、①「民間事業者による水泳指導補助委託を主軸に水泳授業を行うべき」であり、教育の平等性の観点を考慮すると、②「全ての小中学校に展開すること」を視野に入れて検討することが基本的な方向性として整理されます。

(2) 方向性に基づく「授業実施方法パターン」

上記①・②の考え方を踏まえると、授業実施方法パターン(27ページ参照)のうち、民間事業者が水泳授業に関与しない「従来型」を除く、3つのパターンが基本と考えられます。

学校プールへ民間事業者の指導員を派遣し、教職員と協働して授業を実施する「指導員派遣型」、民間事業者プール施設において水泳授業が展開される「施設活用・指導員派遣型」及び「施設・指導員包括活用型」のパターンにおいて、蒲郡市ではどの実施方法が適当かを検討していく必要があります。

2. 水泳授業の実施内容の整理

(1) 水泳授業のあり方

■ 水泳指導の考え方（民間支援の範囲）

平成29・30・31年改訂学習指導要領において、指導と評価の一体化の方針が示されました。指導と評価は別物ではなく、評価の結果によって後の指導を改善し、さらに新しい指導の成果を再度評価するという、指導に生かす評価を充実させることが重要とされています。民間水泳授業を実施する場合、教職員と民間水泳指導員との役割分担が重要となりますが、蒲郡市においては、指導要領にもあるように、指導と評価を切り離すことなく授業展開することが基本であると考えており、民間事業者の活力を導入する場合でも、評価だけでなく、指導についても教職員が主体となるべきと考えています。

そのため、教職員が事業の主体で評価を行う、「施設活用・指導員補助型」と「指導員派遣型」が検討すべき実施パターンとなりますが、屋内型の施設面のニーズ・効果が非常に高いことから「施設活用・指導員補助型」を主軸に検討していきます。

■ 検討する実施方法パターン

パターン	実施場所	指導者	施設管理者
施設活用・指導員補助型	民間事業者プール (外部プール拠点)	教職員がメイン(主体)・ 水泳指導員(民間)がサブ(補助) で協働指導	外部施設の 管理者
指導員派遣型	学校プール	教職員がメイン(主体)・ 水泳指導員(民間)がサブ(補助) で協働指導	学校

(2) 水泳授業の条件設定

① 授業の時間割り設定

これまでの本市での試行授業や他市における民間事業者の水泳授業指導委託の実績から、民間プール施設活用での水泳授業の時間割り設定(単位)は、各普通学級につき、2時間連続授業を1回分(2単位)として実施することを要件にします。

② 水泳指導支援委託の実施方法や諸条件

水泳指導支援委託における授業の実施方法については、(1)で整理した通り、民間水泳指導員(インストラクター)が指導の補助を行う「施設活用・指導員補助型」を基本と定めます。なお、他の先進自治体等で実施されており、全国的にも広まりつつある民間事業者が授業全般の主体となる授業形態の「施設・指導員 包括活用型」については、今後の動向も踏まえながら検討は続ける必要はあると考えています。

また、民間プールへの児童生徒の送迎は、民間事業者のヒアリングでも意見があったように水泳指導補助委託の業務仕様には含まず、個別の業務とすることを要件とします。

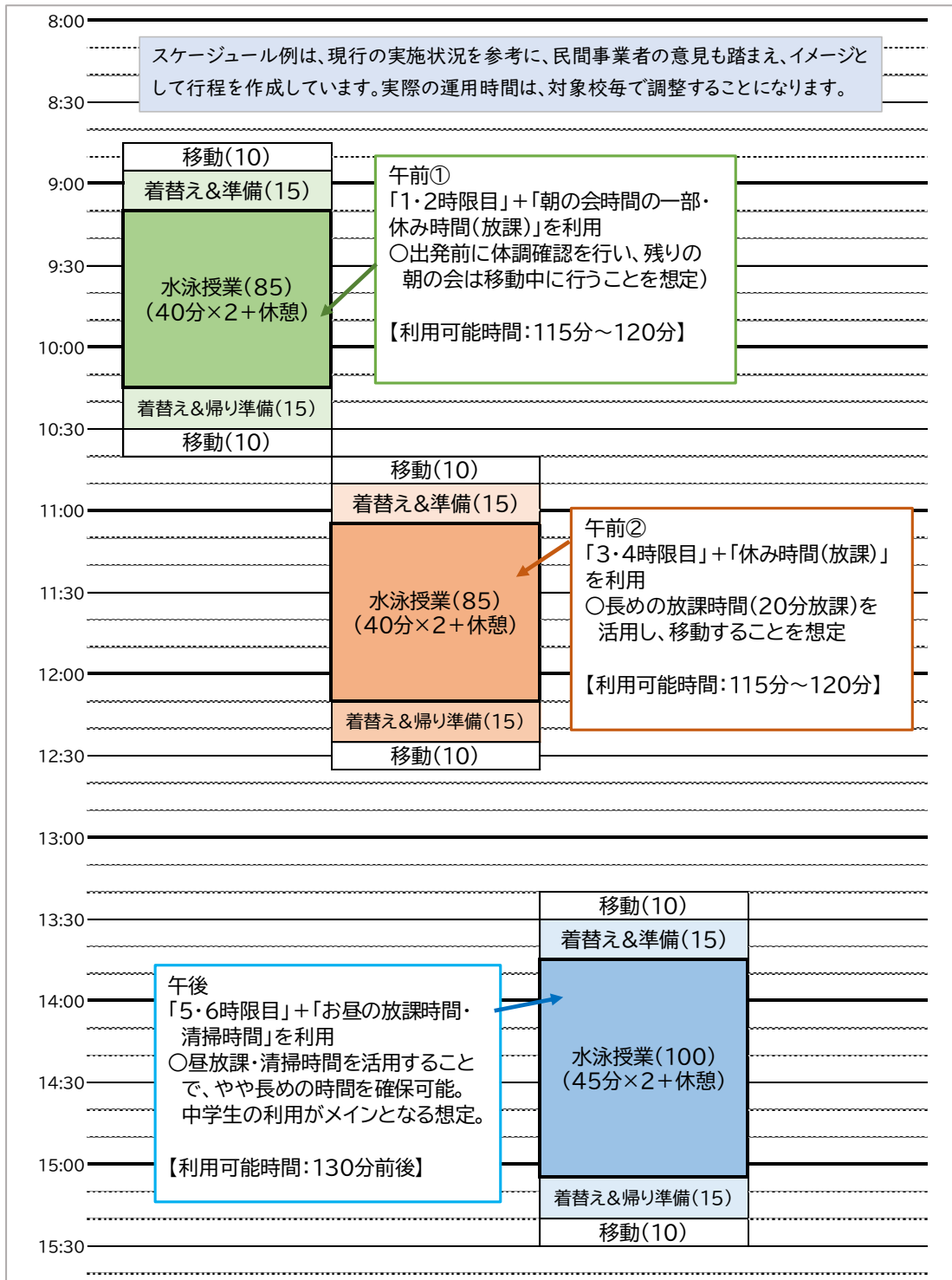
③ 水泳授業のスケジュール

民間プール1施設での水泳授業はスケジュール例のように、1日あたり最大3回、少なくとも午前・午後で2回実施することが可能と考えられます。

本あり方においては、1日の授業実施回数を2回（最小）、3回（最大）を実施要件として実現可能性の検証をします。

また、移動にかかる時間の要件については、現在民間実施している状況に合わせ「10分程度」とします。移動にかかる時間が長くなるほど、水泳授業に充てる時間が減少し、授業の効果が下がると考えられます。

【民間プール1施設での水泳授業スケジュール例】 ※3回実施パターン



3. 実施方法パターンの実現性の検証

(1) 民間事業者(市内業者)における展開範囲の検証

実施方法パターンの「施設活用・指導員補助型」を検証する上で、まずは市内の民間事業者プールで市内すべての小中学校の水泳授業が実現可能であるかの検証を行います。

① 移動時間の検証

市内には1つの民間プールがあり、市内中心部(下図中心点付近)に立地します。この施設を中心に半径5kmの範囲を下図に示します。この範囲は、バスでの移動を平均時速30kmと想定すると、民間プールまで約10分程度で移動できる範囲と設定できます。

■ 民間プールから5km(同心円)



② 10分以上の移動時間を要する学校

同心円5kmの範囲外に位置する下記の学校については、民間プール施設まで10分以上の移動時間を要する学校に設定します。なお、形原北小学校・大塚小学校は同心円上に立地しますが、実際の道路状況等から勘案し、10分以上要する学校に位置付けます。

■ 移動時間が10分以上要する学校

	該当校
小学校	大塚小学校／形原北小学校／形原小学校／西浦小学校
中学校	大塚中学校／形原中学校／西浦中学校

③ 水泳授業必要回数(単位数)

全学校で民間プール授業を実施したと仮定して、水泳授業必要回数を算出します。

【算出条件】 ※令和4(2022)年度における、学級数を基準に算出

- 各普通学級につき、授業回数(2時間連続)を5回分(10単位)確保します。
「5回」については、現行の民間プール実施校での実績・意見を踏まえて設定しました。
- 水泳授業を実施する上での集団単位(学級数)の体制は、現行の試行を加味し、
小学校:学年合同実施(2~3学級)・中学校:2学級合同実施と設定します。
なお、児童・生徒数が少ない学校については、個別に条件設定します。
- 特別支援学級については、各学校全体で2回分(4単位)確保します。

■ 学校別クラス数と授業回数

小学校		普通学級数 (特支数)	授業回数 (特支回数)	備考 (その他条件)
1	蒲郡南部小学校	12(3)	30(2)	
2	蒲郡東部小学校	12(3)	30(2)	
3	蒲郡北部小学校	12(3)	30(2)	
4	蒲郡西部小学校	6(2)	10(2)	三学年合同
5	三谷小学校	9(3)	25(2)	異学年合同
6	塩津小学校	15(6)	30(2)	
7	大塚小学校	10(4)	25(2)	異学年合同
8	形原小学校	12(5)	30(2)	
9	西浦小学校	9(2)	25(2)	異学年合同
10	形原北小学校	14(5)	30(2)	
11	中央小学校	12(3)	30(2)	
12	三谷東小学校	12(5)	30(2)	
13	竹島小学校	12(4)	30(2)	
合計		147(48)	355(26)	
		特支含む合計	381	
中学校		普通学級数 (特支数)	授業回数 (特支回数)	備考 (その他条件)
14	蒲郡中学校	15(3)	38(2)	
15	三谷中学校	9(2)	23(2)	
16	塩津中学校	10(3)	25(2)	
17	大塚中学校	6(2)	15(2)	
18	形原中学校	14(4)	35(2)	
19	西浦中学校	6(2)	15(2)	
20	中部中学校	11(4)	28(2)	
合計		71(20)	179(14)	
		特支含む合計	193	
		必要実施回数(総合計)	574	

一学年1学級の学年同士で、合同授業を行う予定で条件設定します。なお、西部小学校は1~3学年、4~6学年で実施します。

算出例:蒲郡中学校
15クラス×5回÷2
(2クラス合同授業)
=37.5≒38
※端数は切り上げ

小:381回、中:193回
合計:「574回」が授業
必要実施回数と設定
されます。

④ 実施可能回数の検証

1つのプール拠点における年間水泳授業実施可能回数の考え方・設定条件については、以下の通りです。なお、個別の学校の行事・スケジュールを加味するものではありません。

【設定条件】

- 授業実施可能時期：5月第2週～7月第3週、9月～11月の計22週*
- 一日あたりの授業実施回数：2回（最小）、3回（最大）

※ 上記の時期にて条件を設定していますが、冬場（12～2月）で民間授業での試行を開始している自治体もあり、今後の動向に合わせて拡大する場合があります。

■ 年間水泳授業実施可能回数

稼働可能週数	22週
一週間あたりの回数	5日×2回（1日あたり）＝10回（最小） 5日×3回（1日あたり）＝15回（最大）
年間水泳授業実施可能回数	22週×10回＝220回（最小） 22週×15回＝330回（最大）

⑤ 必要回数と授業実施可能数

市内には水泳授業実施可能な民間プールが1施設あるため、最小で「220回」、最大受入でも「330回」の授業が可能となります。しかし、市内の全ての小中学校の水泳授業必要回数は「574回」であり、最大値においても受入実施回数が不足します。

■ 年間水泳授業実施可能回数

年間水泳授業実施可能回数 （民間プール1施設）	220回×1施設＝220回（最小） 330回×1施設＝330回（最大）
----------------------------	--

■ 年間水泳授業実施可能回数と水泳授業必要回数

水泳授業必要回数	>	民間プール施設 年間水泳授業実施可能回数
574 回	不足する	220～330 回

⑥ 検証結果

上記①～⑤の検証において、民間プール施設における実施可能回数の受入不足、及び移動時間が目安の10分以上要する学校が多くあることから、現状の市内民間事業者のプール施設のみで、市内全ての小中学校の水泳授業をカバーすることは難しい状況が分かります。

(2) 水泳指導補助委託の展開方法(新規プール拠点について)

本項では、前項の民間事業者のみでの実現性の検証結果を踏まえ、「施設活用・指導員補助型」を全ての小中学校に展開するための考え方を整理します。

① 「施設活用・指導員補助型」の展開に向けての現状整理

前項(3.(1))までの検証や現状分析などから、下記のことが整理されます。

【水泳授業回数関連(受入条件)】

- ・ プール施設1拠点において220回~330回程度の水泳授業が可能であること
- ・ 全ての学校での水泳授業回数については、574回が必要であること

【移動距離関連(移動時間条件)】

- ・ 授業内容を踏まえると、移動に要する時間は10分程度が望ましいこと
- ・ 中央エリア(民間プール施設)への移動に要する時間10分圏外の学校が、蒲郡市の東部地域・西部地域に複数校あること

② 新規プール拠点の設置数・エリアについて

上記①の授業の「受入条件」を踏まえると、新規プール拠点が1施設以上の設置が必要であること、また「移動時間」の条件を踏まえると、2施設以上の設置が必要であることが考えられます。「施設活用・指導員補助型」の推進のためには、新規プール拠点の施設配置を、民間プールの立地場所も踏まえつつ、検討する必要があります。

したがって、本あり方においては、市内中央エリアは民間プール施設を活用し、新規プール拠点として東エリア、西エリアを設定し、3エリアのプール拠点における「施設活用・指導員補助型」の水泳授業を行う方向性で検証を進めます。

(3) 学校集約パターンの設定

3エリアについて、プール拠点までの移動時間と各エリアの授業回数バランスから学校の集約パターンを設定します。なお、プール拠点の設置場所については、移動時間10分程度の条件に適うことを踏まえ、東エリアはエリア中央の三谷中学校付近、西エリアはエリア中央の形原中学校付近に整備すると仮定します。

各エリアの水泳授業必要回数は下記の通りとなります。

■ 集約パターンの設定

	プール拠点	エリア内の学校 (プール拠点までのバス移動時間(分))	
		小学校	中学校
東エリア	新規プール拠点 三谷中学校付近 (仮定)	大塚小学校(7) 三谷東小学校(2) 三谷小学校(4) 蒲郡東部小学校(6) 竹島小学校(7)	大塚中学校(10) 三谷中学校(一)
中央エリア	民間プール:1拠点	蒲郡南部小学校(7) 蒲郡北部小学校(6) 蒲郡西部小学校(6) 中央小学校(7)	蒲郡中学校(2) 中部中学校(6) 塩津中学校(9)
西エリア	新規プール拠点 形原中学校付近 (仮定)	塩津小学校(10) 形原小学校(2) 形原北小学校(5)	形原中学校(一)
		西浦小中学校(8)	

※東エリアは「三谷中学校」付近、西エリアは「形原中学校」付近に新規プール拠点が整備されると仮定して、移動時間を算出しています。設置場所が決定しているものではないため、設置場所に伴い、集約パターンを変更する場合があります。

■ エリア内の水泳授業必要回数

	プール拠点	エリア内の学校	水泳授業必要回数	
				合計
東エリア	三谷地区周辺	大塚小学校	27	192
		三谷東小学校	32	
		三谷小学校	27	
		蒲郡東部小学校	32	
		竹島小学校	32	
		三谷中学校	25	
		大塚中学校	17	
中央エリア	民間プール:1拠点	蒲郡南部小学校	32	205
		蒲郡北部小学校	32	
		蒲郡西部小学校	12	
		中央小学校	32	
		蒲郡中学校	40	
		中部中学校	30	
		塩津中学校	27	
西エリア	形原地区周辺	塩津小学校	32	177
		形原小学校	32	
		西浦小学校	27	
		形原北小学校	32	
		形原中学校	37	
		西浦中学校	17	

(4) 水泳授業必要回数と年間水泳授業実施可能回数

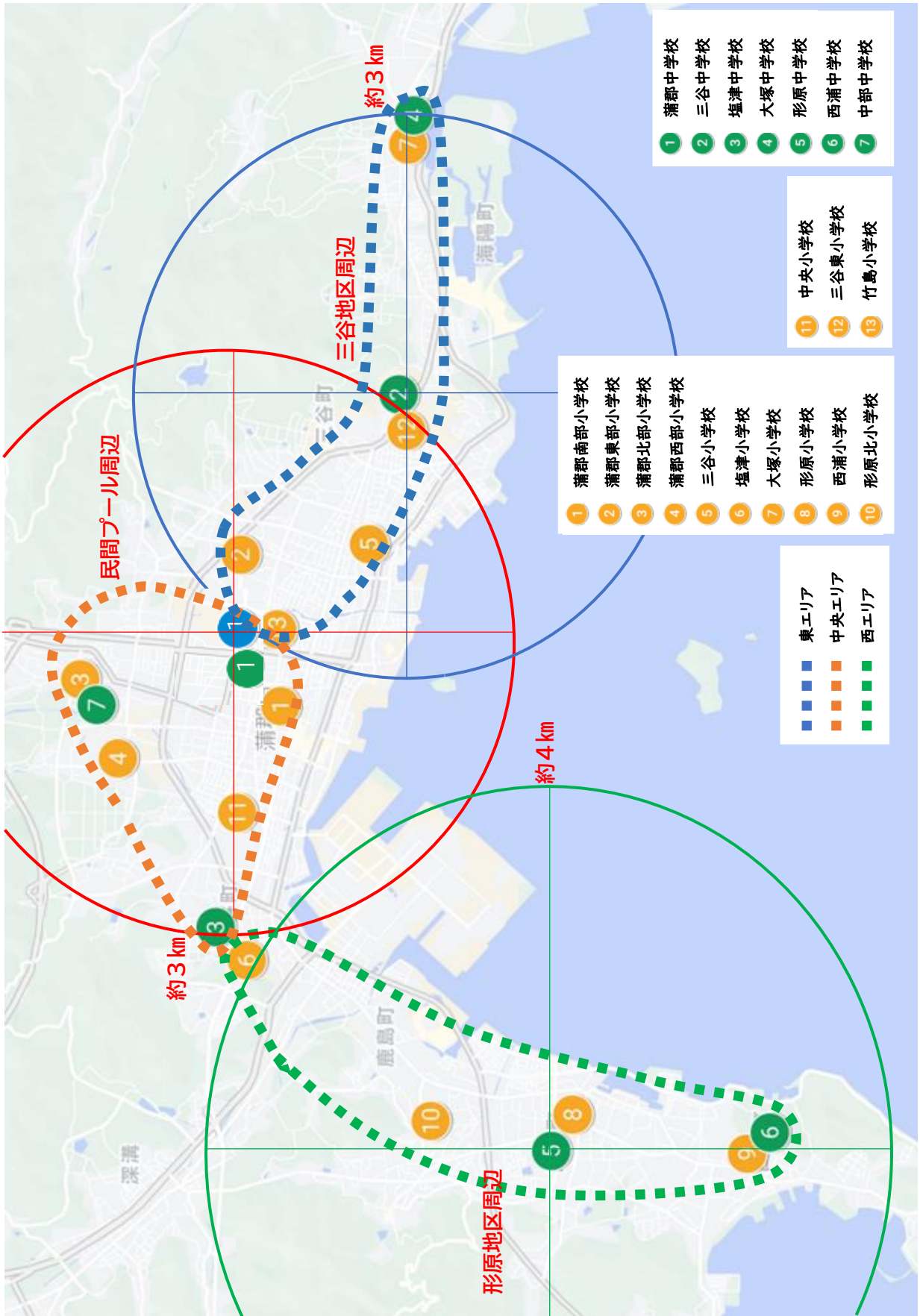
各エリアにおいて水泳授業必要回数と年間水泳授業実施可能回数を比較すると、年間水泳授業実施可能回数が全エリアで水泳授業必要回数を上回り、受入条件に適います。

したがって、3エリアのプール拠点で水泳授業を行う方向性であれば、受入条件と移動時間条件をともに満たすことが検証され、全ての学校において「施設活用・指導員補助型」の水泳授業の展開が実現できると考察されます。

■ エリア別年間水泳授業実施可能回数と水泳授業必要回数

	水泳授業必要回数		年間水泳授業実施可能回数
東エリア	192 回	< 充足する	220~330 回
中央エリア	205 回		220~330 回
西エリア	177 回		220~330 回

■ 3エリア別の学校配置



4. 概算事業費の整理・比較整理(実施方法パターン別の比較)

民間活力導入の「施設活用・指導員補助型」を、全ての学校への展開を進める上では、授業効果や教職員の負担軽減の視点だけでなく、財政的な視点においても、どの程度の効果(もしくは負担)があるか検証することも重要となります。本項目では、実施方法パターン別に概算事業費を算出し、「従来型」(学校プールの活用継続)等と比較します。

(1) 実施パターン別の概算事業費の算出

自校プールの使用を継続する「従来型」に要する費用項目は、学校プール建替費、学校プール改修費、学校プール維持管理費が考えられます。今後発生すると見込まれる費用項目を、期間を定めて集計することで概算事業費を算出します。

民間活力導入のパターンとしては、学校プールの使用を継続し、民間水泳指導員を派遣し水泳指導を支援する「指導員派遣型(学校プール)」、民間プールを活用し水泳授業を実施する「施設活用・指導員補助型(民間プール施設活用)」、新たに整備するプール拠点を活用し、水泳授業を実施する「施設活用・指導員補助型(新規プール拠点活用)」が考えられます。

各型の事業費用項目としては、「指導員派遣型」では、学校プール建替費、学校プール改修費、学校プール維持管理費に加え、民間水泳指導員の派遣費用が考えられます。「施設活用・指導員補助型(民間プール施設活用)」では、学校から民間プール施設までの移動費、民間プール施設の使用料、水泳指導補助の委託費用が考えられます。また「施設活用・指導員補助型(新規プール拠点活用)」では、プール拠点建設費、プール拠点維持管理費、移動費、プール拠点における水泳指導補助の委託費が考えられます。これらの費用も従来型と同様に、今後発生すると見込まれる費用項目を、期間を定めて集計することで概算事業費を算出します。

なお、本事業費算出においては、実施パターンの事業費の比較をするため、全ての事業費は税込み(10%)で算出し、事業期間中の税率変更や物価上昇等は想定しません。

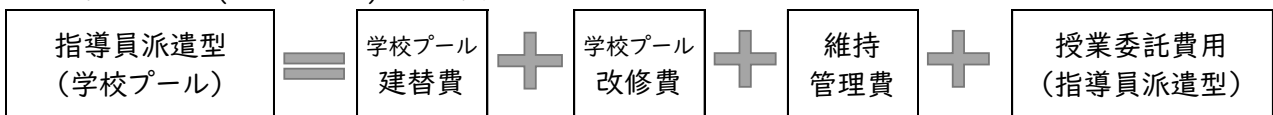
① 従来型パターン

■従来型の費用項目

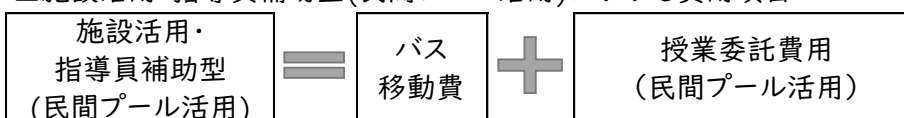


② 民間活力導入パターン

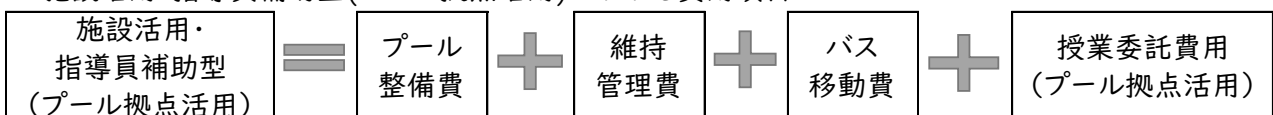
■指導員派遣型(学校プール)に係る費用項目



■施設活用・指導員補助型(民間プール活用)にかかる費用項目



■施設活用・指導員補助型(プール拠点活用)にかかる費用項目



(2) スケジュールと集計開始時期の設定(事業費算出用)

全ての小中学校へ「施設活用・指導員補助型」を拡大展開することに要する概算事業費を算出するため、下表のような中長期スケジュールを設定しました。

■ スケジュール設定(概算事業費算出用)

段階	実施項目
検討期間 【令和5(2023)～9(2027)年】	民間水泳指導補助委託実施対象校の拡大 同上業務委託の業務仕様・方策検討 新規プール拠点についての検討
準備期間 【令和10(2028)～14(2032)年】	新規プール拠点の設置 水泳指導補助委託による授業方法の確立(全学校)
実行期間 【令和15(2033)年～】	新規プール拠点及び民間プール施設を利用した 「施設活用・指導員補助型」の確立(全学校)

令和5(2023)年から令和9(2027)年までの期間を、民間水泳指導補助委託実施対象校の拡大や新規プール拠点についての検討などを行う「検討期間」に設定します。

令和10(2028)年から令和14(2032)年の期間については、全ての小中学校で民間水泳指導員による指導補助の水泳授業(指導員派遣も含む)を開始するとともに、2か所のプール拠点の整備に向けた準備を進める「準備期間」と設定します。なお、準備期間中には1か所のプール拠点は設置するスケジュールとします。

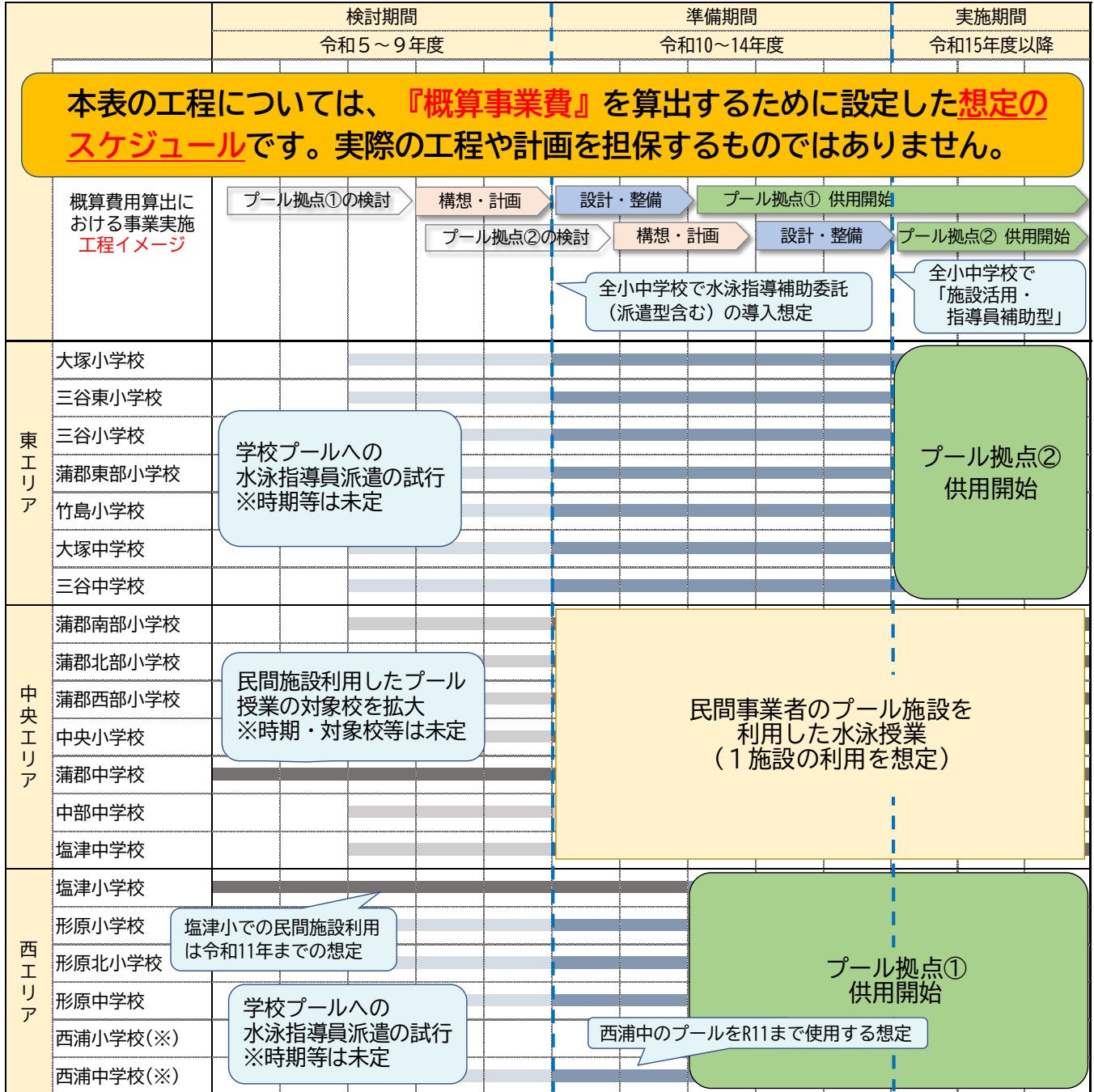
令和15(2033)年以降については、全ての小中学校で、民間事業者のプール施設と、2か所のプール拠点の利用による施設活用・指導員補助型の水泳授業を行う「実行期間」と設定します。

財政的な効果・負担が検証する上では、従来型パターンと民間導入型パターンの水泳授業における事業費に、大きな差額が生じると見込まれる「準備期間」からの事業費比較をすることが適当であると判断し、令和10(2028)年から集計を開始します。

■ エリア別の想定スケジュールのイメージ(事業費算出用)

概算費用算出における、エリア別のスケジュールは下図のように設定します。

なお、スケジュールについては、従来型などと概算事業費を比較するため、「施設活用・指導員補助型」の拡大・展開に向け設定した想定イメージであり、確定しているものではありません。



※令和8年度に小中一貫教育実施校開設予定、プール拠点①の供用開始までは西浦中のプールを使用

凡例： 学校プールに水泳指導員を派遣(令和9年度までは試行期間、対象校は未定)

民間プール施設を利用(令和9年度までは対象校拡大の試行期間、対象校は未定)

(3) 概算事業費の集計期間

事業費比較を行う上では、新たに整備するプール拠点の施設耐用期間におけるライフサイクルコスト及び水泳指導補助委託に係る事業費の集計値と、同じ期間における従来型に係る事業費の集計値を比較することが適当であると考えられます。

新規プール拠点の施設耐用期間については、鉄骨構造（構造は、45ページにて整理）で適切にメンテナンスされた場合、耐用年数はおよそ40～50年と見込まれます。また、事業費集計の開始時期については、令和10（2028）年に設定しています。（39ページ参照）

以上より、概算事業費の集計期間については、令和10（2028）年から令和59（2077）年までの50年間に設定します。

■ 概算事業費の集計期間

集計期間
50年間：令和10（2028）年～令和59（2077）年

(4) 必要な費用項目の想定

① 学校プールの建替費用

学校プールの建替費用については、令和10（2028）年から令和52（2070）年までは、個別施設計画及び個別施設計画以降の工事見込み（8ページ参照）で想定されているプール本体や付属屋の建替コストの集計値を、学校プール建替費用として設定しました。なお、令和53（2071）年から令和59（2077）年の期間については、建替対象に該当する学校プール施設がないため、建替費用の計上は行いません。

② 学校プールの改修費用

学校プールの改修費用については、令和10（2028）年から令和52（2070）年までは、個別施設計画及び個別施設計画以降の工事見込み（8ページ参照）で想定されているプール本体や付属屋の修繕費等の集計値を、学校プール改修費として設定しました。令和53（2071）年以降のプール改修費については、工事を見込んでいる計画や資料がないため、令和53（2071）年から令和59（2077）年の期間の改修費は、令和52（2070）年までのプール本体や付属屋の修繕費等の学校及び年度あたりの平均値である「135万円」が、各学校で毎年発生すると想定し、集計します。

なお、学校プールだけでなく新規プール拠点についても、毎年約135万円のプール改修費が発生するとして、条件設定しています。

■ 学校プールにかかる費用（施設維持費関連）

学校プール施設費用	令和10年から 令和52年（※）	令和53年から 令和59年	集計期間合計
建替費用	3,355百万円	—	3,355百万円
改修費用	1,227百万円	180百万円	1,407百万円
建替+改修費用	4,582百万円	180百万円	4,762百万円

※8ページ「施設管理コスト想定見込み」（令和3～52年）とは集計期間が異なるため、差異が出ます。

(5) プールの維持管理費

プールの維持管理費については、本市の学校プールの実績値に基づき算出しています。学校プール施設1か所あたりの維持管理費は、下記のとおり「800,000円」に設定します。

なお、維持管理費の数値については、学校プール施設と同様に、新規プール拠点の双方に適用する考えで算出していきます。

■維持管理費

項目	金額	備考
水道・下水道代	500,000 円	実績値に基づき設定
ろ材入替	50,000 円	更新費1,000 千円、更新周期20年と想定
薬剤	100,000 円	令和3(2021)年の実績値に基づき設定
経常的修繕	150,000 円	過去実績値に基づき設定
合計	800,000 円	

(6) 授業委託にかかる費用

民間事業者のプール施設や新規プール拠点を活用した「施設活用・指導員補助型」の水泳授業の指導委託にかかる費用については、民間事業者ヒアリングの内容や他の自治体の状況、また近年の人件費・原材料の高騰の状況などを総合的に勘案し、授業1回(2時間授業)につき、児童・生徒一人あたりの単価を2,200円で設定し、各年の児童・生徒数に乗じて必要な費用を算出しています。児童・生徒数については、令和22(2040)年までは本市の推計値(出典:蒲郡市学校規模適正化方針(令和3年3月))を適用しています。なお、令和23(2041)年以降の推計値については、令和22(2040)年と同様の推計値を適用します。

「指導員派遣型」の委託費については、民間事業者のヒアリングや先進自治体の状況に基づき、授業1回(2時間授業)につき、指導員派遣の交通費込みで、指導員一人あたり20,000円と想定し算出しています。各水泳授業は2クラス合同で行う想定のため、指導員は少なくとも2名が必要となり、各水泳授業における必要な費用は40,000円となり、水泳授業1回あたりの費用を、各年の各小中学校の水泳授業回数に乗じて必要な費用を算出しています。クラス数についても、令和22(2040)年までは本市の上記推計データを適用します。令和23(2041)年以降については児童生徒数と同様の考え方で、必要回数を設定します。

■ 授業指導委託にかかる費用

	水泳指導委託料
施設活用・指導員補助型	2,200 円/水泳授業1回の児童生徒数あたり
指導員派遣型	40,000円/水泳授業1回あたり(指導員2名)

(7) バス移動費

民間事業者のプール施設や新規プール拠点で「施設活用・指導員補助型」の授業を実施する場合、多くの学校がバス等で移動することになるため、移動費について計上する必要があります。

バスの移動費は現時点での1日あたりのチャーター費を確認し、必要なチャーター数を乗じて算出します。必要なチャーター数は、大型バスを1日あたり5時間利用し、2回の授業の輸送(のべ4クラスの輸送)に対応すると想定で算出しています。水泳授業回数は、各年のクラス数の本市の推計値から算出しており、クラス数の推計が示されていない令和23(2041)年以降は、クラス数は令和22(2040)年と同様で算出しています。

大型バスの1日あたりのチャーター費は、下表の積算より、1日あたり53,000円として算出しています。また、年間のバス移動費は一日あたりのチャーター費に必要なチャーター数を乗じて算出します。

なおバス移動を行う対象校については、プールの立地場所が確定し、徒歩圏内で移動が可能である蒲郡中学校を除く全ての学校を対象として、概算事業費を計上します。

■ 大型バス移動にかかる費用(1日あたり)

項目	想定費用	備考
時間制運賃	50,000 円	走行時間5時間 + 整備時間2時間
キロ制運賃	3,000 円	往復20Kmと想定
合計	53,000 円	

※プール拠点において、1日2回(4単位)の水泳授業実施で、授業必要回数を満たすため、1日あたり、2回のプール授業の輸送に対応する想定で条件設定

(8) プール拠点整備に係る概算費用

① 施設規模や機能の条件設定

新規プール拠点の整備における施設規模や機能などについて整理するため、県内の「屋内プール施設の整備事例」(下表)を参考に、必要な条件を設定していきます。

■ 屋内プール施設の整備事例

対象施設	プールパターン	延床面積(m ²)	プール施設機能	施設概要
①公共 市営 屋内プールA (東三河地区)	25m:6レーン 幼児用プール・ ジャグジー RC造:平屋建	(施設全体) 1,638.00m ² (プール関連) 1,548.42m ²	シャワー室、 採暖室、 観覧コーナー、 更衣室、トイレ フロント&ホール 事務室 等	平成11年供用開始 令和2年改修 学校水泳授業受入 の実績なし 多目的ホールが設 置されている
②公共 市営 温水プールB (名古屋市)	25m:6レーン 幼児用プール RC造:3階建	(施設全体) 4,041.25m ² (プール関連) 975.78m ²	シャワー室、 採暖室、 観覧ギャラリー 更衣室、トイレ 事務室等	平成5年供用開始 学校水泳授業受入 の実績なし 宿泊研修室等との 複合施設
③民間 スイミング 屋内プールC (西三河地区)	25m:6レーン 12m:3レーン (低学年用) 鉄骨造:2階建	(施設全体) 2,151.33m ² (プール関連) 1,231.20m ²	シャワーエリア、 採暖スペース、 更衣室、トイレ、 ギャラリー、 フロント&ホール 事務室 等	平成31年開業 学校水泳授業受入 の実績あり 民間スポーツクラブ (プール・トレーニン グジム併設)
④民間 スイミング 屋内プールD (東三河地区)	25m:5レーン 鉄骨造:2階建	(施設全体) 1,676.50m ² (プール関連) 1,124.60m ²	シャワー室、 採暖スペース、 更衣室、トイレ、 ギャラリー、 フロント&ホール 事務室 等	平成25年開業 学校水泳授業受入 の実績あり 民間スポーツクラブ (プール・トレーニン グジム・ダンス併設)

整備事例から、1,000m²程度の広さがあれば、基本的なプール施設機能(25m×6レーン、更衣室等)が確保されることが分かります。また、学校水泳授業の受入実績がある「事例③:屋内プールC」については、基本的なプール施設機能に加え、低学年用プールを設置した上で、1,200m²程度の延床面積となっています。上記のことから、新規プール拠点の規模については、学校水泳授業を円滑に実施可能な「延床面積:1,200m²」に設定します。

なお、学校プールのあり方における新規プール拠点については、「学校水泳授業を円滑に実施できること」を優先的に考えており、学校水泳授業以外の利用用途であるトレーニングルーム、ダンススタジオや温浴施設(ジャグジー)等の機能は備えない仕様で設定しています。ただし、具体的なプール拠点の建設計画を策定する際には、一般市民のプール利用ニーズも視野に入れ、取り込む機能を精査していくことも必要と考えます。

② 建設単価の設定

プール施設整備に関する建設費(単価)については、過去5年間(平成29年～令和3年度)に整備された「鉄骨構造」のプール施設の平均建設単価に、物価上昇等を加味し、令和4(2022)年12月時点で補正した数値を建設単価(㎡)として条件設定します。

上記の平均整備単価(㎡)については約442千円(税抜)、物価上昇等に伴う補正後の整備単価については約532千円であったため、この数値に消費税10%分を加味し、建設単価を「585千円」に設定します。(出典:JBCIデータ※)

なお、鉄骨構造を条件にした理由については、コンクリート構造等の他の構造と比較しても安価であること、44ページの整備事例でもあるように民間のプール施設でも多く取り入れられている構造であり、プール施設としての管理・運営においても支障がないこと、などの理由から鉄骨構造で整備することが適当と判断できるためです。ただし、実際に整備する際は、プール施設に取り込む機能により、鉄骨構造ではないその他の構造で建設する場合も考えられます。

※JBCI…「Japan Building Cost Information(ジャパン・ビルディング・コスト・インフォメーション)の略称で、建物の契約価格情報を対象に、一般財団法人建設物価調査会総合研究所が、1999年から毎年独自に収集・調査したデータを基に、建物用途別の工事費単価の傾向を示したインターネット建物価格情報サービス

③ 新規プール拠点の施設建設費

施設整備費については、①施設規模:「1,200㎡」、②建設単価:「585千円/㎡」、と整理した数値に基づき、プール拠点1カ所あたり『702,000千円』と設定します。

■ 新規プール拠点の施設建設費

項目	建物構造	想定施設整備単価	想定施設規模	施設建設費
施設建設費	鉄鋼構造	585千円/㎡	1,200㎡	702,000千円

(9) 実施方法パターン別の概算事業費

各種必要費用(38~45ページ参照)に基づき、学校プールの使用を継続する「従来型」、学校プールの使用を継続し、民間水泳指導員を学校へ派遣する「従来型+指導員派遣型」、民間プール・新規プール拠点を活用する「施設活用・指導員補助型」の実施方法パターン別に必要となる概算事業費(事業期間:50年)を比較したデータについては、下表のとおりです。

結果については、最も事業費用がかからず、コストメリットが高い実施方法は「施設活用・指導員補助型」(=約51.1億円)であり、次いで「従来型」(=約55.2億円)、最も費用がかかることになったのは「従来型+指導員派遣型」(=65.5億円)となりました。

■ 概算事業費比較

実施方法 パターン	費用項目の内訳	概算事業費(億円)※事業期間50年		
		中央エリア	東・西エリア	全体費用
従来型	学校プール改修費	18.2	29.4	47.6
	学校プール建替費			
	学校プール維持管理費	2.8	4.8	7.6
	合計	21.0	34.2	55.2
従来型 + 指導員派遣	学校プール改修費	18.2	29.4	47.6
	学校プール建替費			
	学校プール維持管理費	2.8	4.8	7.6
	指導員派遣費	3.9	6.4	10.3
	合計	24.9	40.6	65.5
施設活用・ 指導員補助型	プール拠点整備費	—	14.0	14.0
	プール拠点改修費・維持管理費	—	2.0	2.0
	学校プール改修費	—	3.1	3.1
	学校プール維持管理費	—	0.4	0.4
	指導員派遣費	—	0.5	0.5
	バス移動費	2.2	3.9	6.1
	水泳指導補助委託費	9.8	15.2	25.0
合計	12.0	39.1	51.1	

※費用単価は令和4(2022)年末基準、集計期間中の単価上昇は想定していません。

概算事業費(46ページ参照)の費用項目の内訳を確認すると、「従来型」では、プール改修費、プール建替費、施設維持管理費といったハードに係る支出が約55.2億円に上ります。さらに「従来型+指導員派遣型」については、上記の55.2億円に、ソフトに係る費用に該当する、指導員派遣費用が10.3億円上乗せになります。

一方で、「施設活用・指導員補助型」では、学校プールの廃止・集約化により、ハードに係る支出が約19.5億円程度(新規プール拠点、2施設の整備費14.0億円を含む)で抑えることができ、ソフトに係る費用である水泳授業補助支援委託費(約25.0億円)や施設までのバス移動費(約6.1億円)を計上しても、事業費見込みは約51.1億円となります。従来型と比較すると、約4.1億円のコストメリットがあることが分かりました。

また、民間プール施設の活用メリットを確認するため、中央エリアの概算事業費を確認すると、「従来型」では、50年間で約21億円を要する一方で、民間プールを活用した場合は、12億円で抑えることができ、およそ4割以上の費用縮減が可能との試算結果となりました。

活用可能な民間プール施設がなく、新規にプール拠点を整備している東・西エリアの概算事業費を比較すると、「従来型」では、50年間で約34.2億円がかかる一方で、新たにプール拠点を整備する場合では、約39.1億円がかかります。新たにプール拠点を整備する場合の方が、従来型より4.9億円程度のコスト増が発生しますが、全エリアのトータルの費用を踏まえると、大きな財政的負担に繋がるものではないと考えます。

以上のことから、民間活力を活用する「施設活用・指導員補助型」の水泳授業については、財政的な視点においても、合理的な実施方法であると考えられます。

5章 学校プールについての方針と今後の課題

1. 学校プール施設及び水泳授業の方針

(1) 方針決定のための検討状況の再確認

学校プールについての今後の方針を決定するため、検討状況を再確認します。

① 児童生徒・保護者のニーズ

児童生徒及びその保護者に実施したアンケートでは、民間活力を導入した水泳授業について、「水泳授業（ソフト面）」や「プール施設・設備（ハード面）」ともに高評価であり、新たな水泳授業の取組への期待がうかがえる結果になっています。

② 民間水泳指導補助委託の効果・メリット

民間水泳指導補助委託の実施校ヒアリングや先進自治体の実施状況から、民間活力を導入した水泳授業については、「管理面の負担軽減」、「屋内・温水施設の快適性・利便性」、「安全性の向上」、「指導力の向上」「泳力習熟度の向上」等の効果・メリットが高いことが確認できます。

③ 民間活力導入の実現性

民間プール事業者へのヒアリングから、民間事業者による水泳授業の新たな取組については、積極的な姿勢が確認できる結果となっています。

実施方法の検討では、民間事業者1施設（中央エリア）との連携、及び新規プール拠点2施設（東エリア・西エリア）の設置が必要であることが確認できました。

④ 財政的な効果・検証

実施方法の検討に基づく概算事業費の算出から、民間活力導入の水泳授業については、従来型の水泳授業と比較してもコストメリットが確認でき、財政的にも合理性がある取組であることが確認できます。

(2) 学校プールのあり方の方針決定

前項(48ページ)で確認した内容を踏まえ、学校プールの今後のあり方「方針」及び「方針の展開イメージ」については、下記のとおりです。

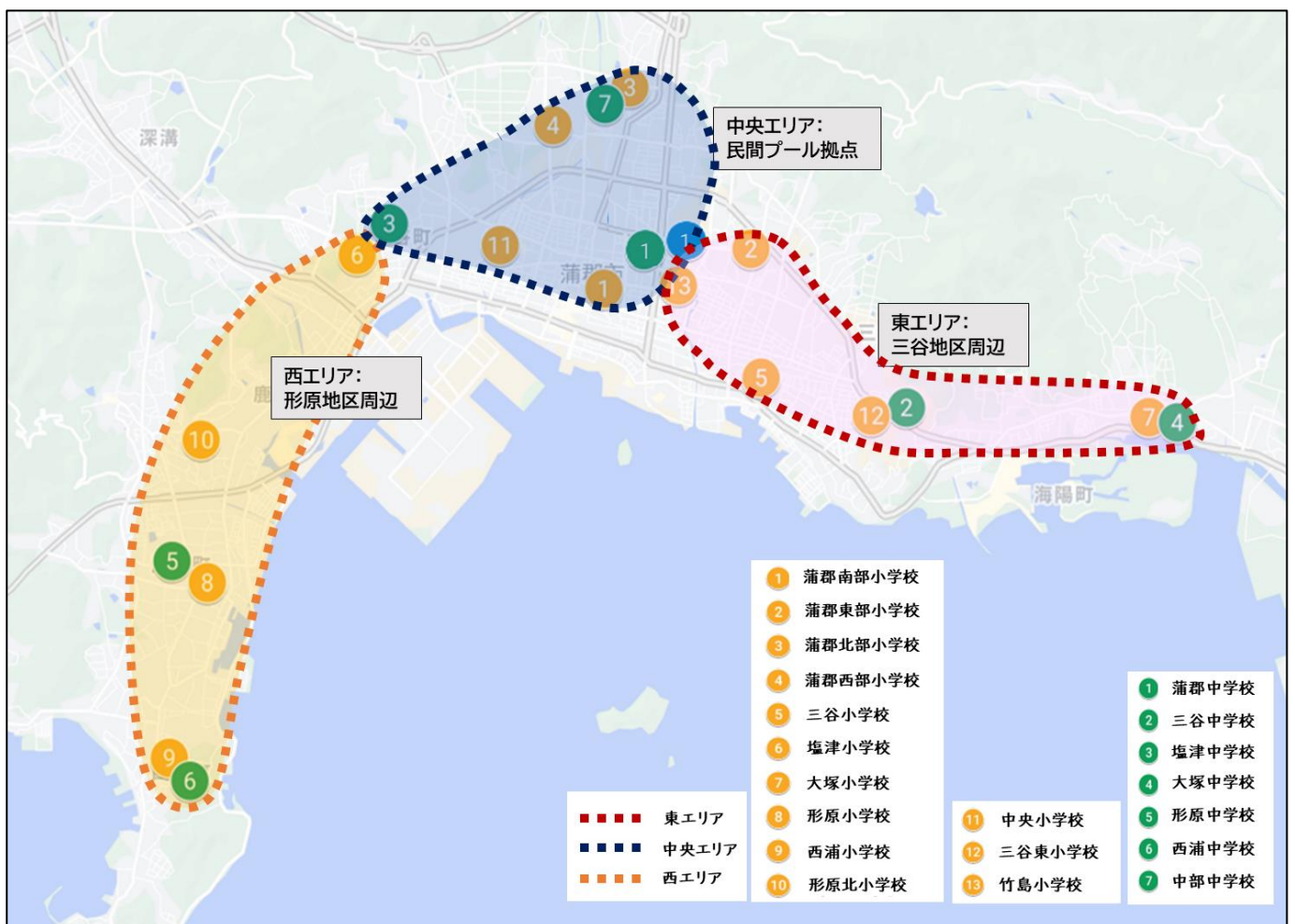
学校プールあり方「方針」

- ① 水泳の授業形態は、民間活力を導入する「指導補助委託」で実施する。【ソフト面】
- ② 学校のプール施設については廃止(使用停止)し、屋内プール施設(民間プール施設・新規プール拠点)を活用し、水泳授業を実施する。【ハード面】
- ③ 教育の平等性から、全ての小中学校で「施設活用・指導員補助型」(①+②)の展開を推進する。

■ 方針の展開イメージ

「3エリア プール拠点 水泳授業実施プラン」

～中央エリア(民間プール)&東・西エリア(新規プール2拠点)～



※学校がどこのエリアに属するかの設定についてはイメージであるため、運用時のエリア設定とは異なる場合があります。

2. 今後の取組についての課題

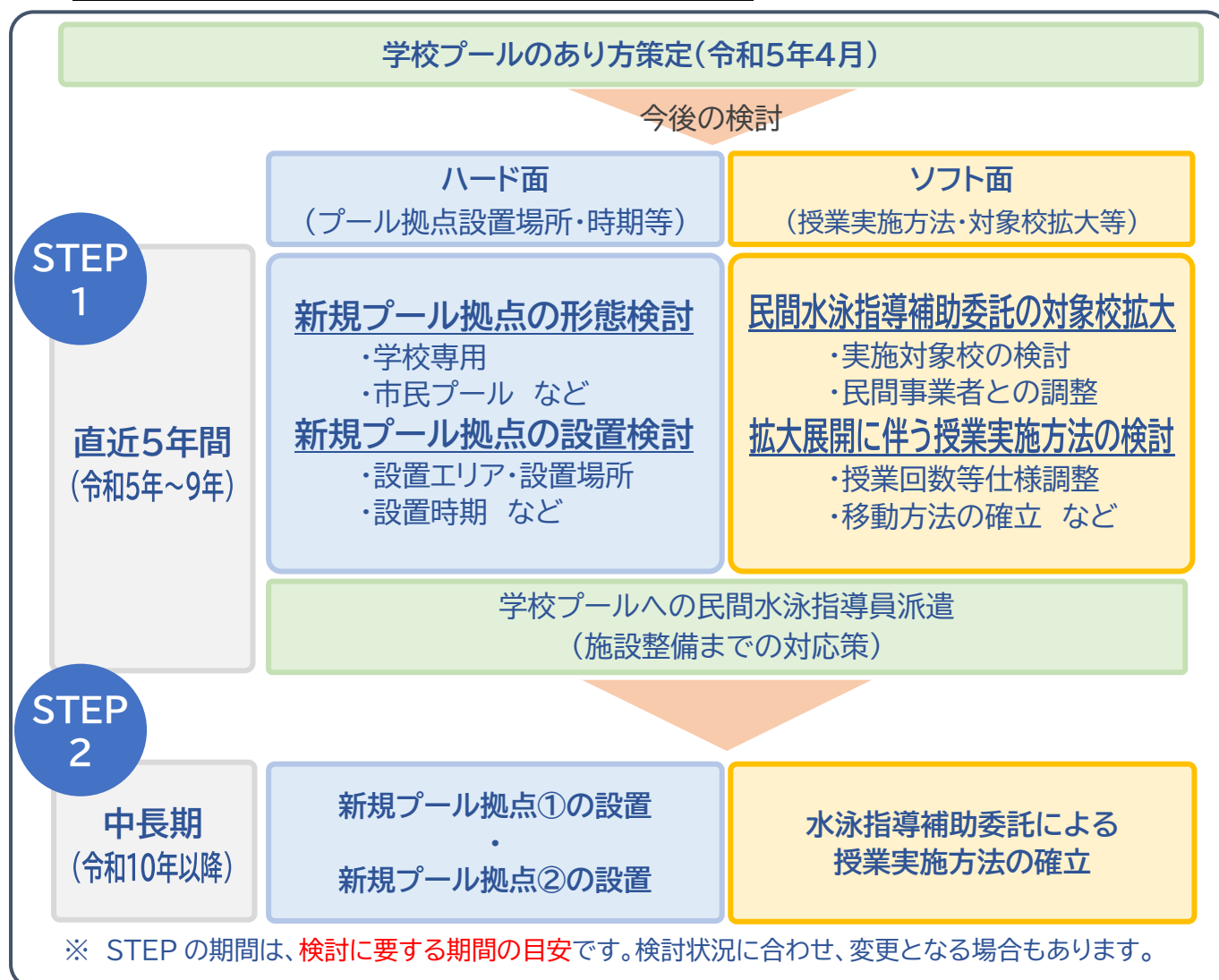
(1) 展開までのステップ(方針実現への進め方)

学校プールのあり方の方針で示す、民間事業者による「施設活用・指導員補助型」を全ての学校への展開を推進するためには、新規プール拠点の整備等に向けた検討を行う必要があります。令和5(2023)年度から具体的な検討を進め、直近5年間程度で整備計画をまとめることを目指します。その際、どのような施設形態にするか、どこに設置をするか等、教育委員会のみならず全庁的な幅広い視点で検討していきます。

施設整備(ハード)の検討とともに、全学校に展開するため、現在2校で実施している民間プールでの水泳指導補助委託の対象校の拡大を進めます。拡大を進める中で、学校現場や民間事業者の意見との調整を図り、より良い仕様や運用方法(ソフト)の構築に努めます。

ハード面・ソフト面についての検討や事業拡大を進め、令和10(2028)年度以降(時期については目安)に新規プール拠点の整備を中長期に進めます。なお、財政状況や民間事業者の動向等、様々な状況を見据えつつ、整備を進める必要があるため、2拠点(東エリア・西エリア)のプール施設は段階的(中長期的)に整備することも想定されます。

■「学校プールのあり方」策定後の今後の進め方のイメージ



(2) 個別の学校における対応策

プールのあり方の方針実現に向けた進め方については、50ページで示したとおりですが、直近で検討が必要な学校の対応策については、下記のとおりです。

■ 蒲郡中学校

蒲郡中学校については、現在プール施設の老朽化(水漏れ等)により、使用ができない状況にあります。また、学校集約パターンでの検討における実施エリアについても「中央エリア(民間事業者)」であることから、現状試行実施している民間事業者による水泳指導補助委託の本格実施を開始します。

なお、委託業務の仕様等については、実施校の拡大とともに調整を図る場合もあります。

■ 塩津小学校

塩津小学校については、学校複合施設建設事業として令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて、実施設計業務を行い、令和6(2024)年度から新築工事の着工予定となっています。複合施設の基本計画の段階では、プール施設を学校内に設置する予定で計画されていましたが、今回のあり方の方針に基づき、プールを設置しない設計に変更します。

なお、水泳授業については、現状で実施している民間事業者(中央エリア)による水泳指導補助委託の本格実施を開始し、新たなプール拠点(西エリア)が設置された際は、エリアの変更も含めて調整していきます。

■ 西浦小学校・西浦中学校

西浦小学校・中学校については、塩津小学校と同様に学校複合施設建設事業として令和4(2022)年度から令和5(2023)年度にかけて、実施設計業務を行い、令和6(2024)年度から新築工事の着工予定となっています。塩津地区と同様に、基本計画ではプール施設設置の予定でしたが、プールを設置しない設計に変更します。

なお、現在蒲郡市で実施している民間事業者による水泳指導補助委託については、西浦地区からの移動時間の面で実施が容易でない判断できます。また新たなプール拠点(西エリア)が設置された場合は、その施設において水泳指導補助委託で授業展開することになると考えられますが、現状設置時期については定まっていません。

そのため、直近で想定される対応策としては、移設予定である現西浦中学校の学校プール施設を、廃止・解体せずに継続利用すること等で対応します。なお、小学生も安全にプール利用ができるような方策を検討し、対応していきます。また、授業の実施方法においては、「指導員派遣型」も含めて検討していきます。

3. 学校プール廃止後の利活用の考え方

「学校プールのあり方の方針」を推進することに伴い、将来的に学校プールとしての使用を廃止したプール施設については、順次解体等が実施されることが想定されます。その跡地についてどのように利活用するかの方え方・活用の方策等を整理していきます。

(1) 利用者の設定

プール施設の跡地利用に際して、利用者は児童生徒等の学校関係者に限定する場合と利用者に制限を設けない一般利用を可能とする場合が考えられます。

利用者を学校関係者に限定する場合は、学校授業等の学校施設での活動と調整が必須となることから、動線の重複や管理区分への配慮はほぼ不要と考えられます。

一方で、一般利用を可能とする場合は、学校教育への影響やセキュリティ面での課題に配慮することが必要となるため、学校施設の配置状況も検討に大きく影響します。

(2) 跡地利用に関する諸条件の整理

跡地利用に際して、下記のような施設の現況及び規制等の諸条件を整理する必要があります。

■跡地利用に際しての検討項目

項目	検討の視点
地区指定の状況	<ul style="list-style-type: none">○ 都市計画等の規制状況○ 開発行為の可不可○ 建築基準法や地区計画等の規制による施設機能の建設可不可
建物配置状況	<ul style="list-style-type: none">○ プール施設単体での解体・整備工事の可不可○ 児童・生徒及び教員等の学校関係者との動線重複の有無○ 学校施設との管理区分やセキュリティの区分け等の可不可
周辺環境	<ul style="list-style-type: none">○ 外部からの出入口及び動線の区分けの可不可○ 周辺の土地利用状況○ 集客の可能性の有無

(3) プール跡地の活用方法

プール跡地の活用方法としては、プール施設を解体して更地とした空間の利活用とプール施設を残したまま授業以外の使用目的として再利用する方法が考えられます。

個別の学校プールの跡地の活用方法についてどのように活用するかは、下記に整理された内容を踏まえて、廃止決定時に個別に検討するものとします。

① プール施設解体後の空間利用

プール施設解体後の空間利用としては、下記のような例が挙げられます。

■ プール施設跡地の空間利用の形態

機能	概要
学校施設	体育館の新設や校舎の建替え等の跡地を学校施設更新時のローリング用地として活用する。
広場等の屋外空間	プール跡地を広場等の屋外空間として活用する。 弾性舗装や芝生広場とするなど、舗装の状況や使い方は様々な事例があり、開放する対象も児童生徒に限る場合と一般開放を実施している場合がある。 
テニスコート等のスポーツ設備	屋外のスポーツ設備を整備して活用する。 コートの面積が確保できれば整備が可能であり、大規模な施設の建設も不要な活用方法である。 
駐車場	駐車場として活用する。 学校関係者用の駐車場を想定するが、配置状況によっては民間事業者への貸付等も検討できる可能性がある。
その他民間事業等	民間事業者への売却や貸付が可能な施設配置の場合、民間事業者が自ら整備、維持管理、運営を行う民間事業用地とすることも想定される。

② プール施設の再利用

プール施設は老朽化が課題となっていますが、施設の安全性や耐久性等に十分に配慮した上で、プール施設の再利用も考えられます。

耐用年数を迎えていないプール施設の利活用や順次解体工事を待つ間の利用方法として、民間利用等の収入が得られる用途として再利用することで、市の財政負担の軽減を図ることができる可能性がある一方で、既存施設の状態を調査し、安全面には十分な配慮が必要となります。近年では、学校再編等により廃校となった施設の再利用が全国的に検討されており、その中のプール施設の活用としては、以下のような事例もあります。

■ プール施設再利用の事例

自治体名	概要
神奈川県 海老名市	釣り堀 市が地元自治会に運営を委託した公設民営の釣り堀として再活用した事例。親子連れをメインターゲットとしており、休日や夏休み期間に営業している。
愛媛県 新居浜市	陸上養殖 小学校プールを活用した淡水魚の養殖プールとした事例。情報通信技術（ICT）を活用して効率的な陸上養殖の技術確立を目指す実験的な取り組みとなっている。
鹿児島県 南さつま市	太陽光発電システム プールにフロート（架台）を浮かべ、その上に太陽光パネルを設置した事例。熱に弱い太陽光パネルを水面で冷やすことにより発電効率を高める取り組みであり、鹿児島県や岡山県で複数個所に設置を予定している。

(4) 個別の学校プールの考え方について

蒲郡市内の小中学校に設置されているプール施設については全て屋外に配置されていますが、一部の学校では校舎や体育館等の建物との配置関係により、プール施設のみの解体工事が難しい場合も考えられます。個別の学校プールの廃止後の利活用の方法については、上記で整理された内容や事例等を踏まえて、廃止決定時に個別の学校ごとに検討を進めていきます。

なお、検討を実施する際は、今後の校舎・体育館等の施設の建替時期や小中一貫校の設置・統廃合など学校体制変更に伴う施設の再配置の方向性などを見据え、効果的・効率的な利活用の実現に繋げていきます。

蒲郡市 学校プールのあり方

発行：蒲郡市教育委員会

編集：蒲郡市教育委員会 教育政策課

〒443-8601 愛知県蒲郡市旭町17番1号

TEL：0533-66-1219

FAX：0533-66-1184

E-mail：kyoiku@city.gamagori.lg.jp